若狭町環境基本計画

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む

2025（令和7）年度～2034（令和16）年度

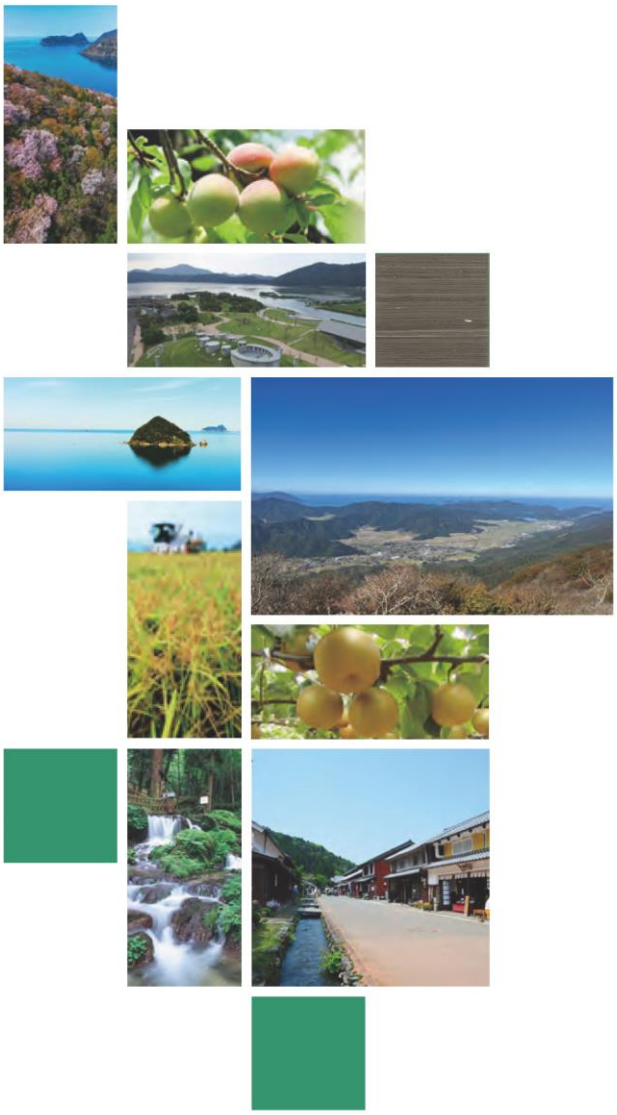

2025 年（令和7）年3月

若 狭 町

「自然と人が共生するサスティナブルなまち若狭町」を目指して

若狭町は、三方五湖や北川、三十三間山など豊かな水と緑に囲まれた地域であり、鳥浜貝塚や古墳群が示すように太古の昔から自然の恩恵を享受し、共生と循環を繰り返しながら営みを続けてきました。平成18年に制定された「若狭町環境宣言」や平成22年に策定された「若狭町環境基本計画」にも、「太古より水、緑と歩むまち」が理想の姿として掲げられ、環境保全施策を推進してきました。

しかしながら、急激な経済発展にともなう地球温暖化や生物多様性の減少、海洋プラスチックごみなど様々な環境問題が世界規模で深刻化しており、本町としても早急に対策を講じる必要があることから、このたび、若狭町環境基本条例第9条および地球温暖化対策の推進に関する法律第19条に基づき、「若狭町環境基本計画」を改定し、地球温暖化対策に関しては、新たに「若狭町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定する運びとなりました。

策定にあたっては、統計やアンケートを基にこれまでの取組を評価し、2030年までに達成すべきSDGs（持続可能な開発目標）や2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）を実現するための取組、人口減少や生活様式の変化を踏まえた数値目標を設定しています。また、「自然と人が共生するサスティナブルなまち若狭町」を目指すべき環境像とし、5つの行動方針や17の行動目標に沿って基本施策を定め、住民や事業者、行政が一体となって具体的に取組を進めます。さらに、重点プロジェクトとして「若狭町脱炭素宣言の表明」や「三方五湖の水質改善」などにも取り組んでまいります。

近年、頻発・激甚化する自然災害は気候変動が要因となっていることから、脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させる必要があり、今後、10年間にわたり本計画を推進することによって、世界に誇る豊かな自然を守り、誰もが安心して住み続けることができる若狭町にしなければなりません。子どもから大人まで幅広い世代に理解していただけるよう、わかりやすい計画となっておりますので、町民の皆様をはじめ関係各位の積極的なご参画とご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

結びに、計画策定にあたり貴重なご意見やご提言を賜りました、若狭町環境審議会並びに策定委員会の委員の皆様、アンケートにご協力いただいた町民の皆様、携わられた全ての皆様に深く感謝申し上げます。

令和７年３月

若狭町長　渡 辺 英 朗

目　次

第１章　計画の基本的事項 1
１　計画策定の背景・目的 1
２　計画の概要 3

第２章　環境の現状と課題 5
１　社会的動向 5
２　若狭町の概況 11
３　地球環境 16
４　地域の生活環境 21
５　地域の自然環境 25
６　まちなみ・景観 30
７　循環型社会 32
８　アンケート調査結果 35
９　前計画の評価 39

第３章　目指すべき１０年後の姿と行動方針 42
１　若狭町の１０年後の姿 42
２　行動方針 43
３　施策の体系 44

第４章　行動計画 45
行動方針１　将来も快適に住み続けられる若狭町へ 脱炭素社会の実現 46
行動方針２　安心安全な暮らしを守る　良好な生活環境の創造 52
行動方針３　豊かな自然を未来に伝える　自然共生社会の形成 54
行動方針４　限りある資源を大切にする　循環型社会の構築 58
行動方針５　環境にやさしく持続可能な社会を創る　環境意識の醸成 60
重点プロジェクト 63

第５章　計画の推進方策 73
１　計画の推進体制 73
２　計画の進行管理 74

資料編 75

第１章　計画の基本的事項

１　計画策定の背景・目的

若狭町環境宣言

私たちの若狭町は、ラムサール条約登録湿地「三方五湖」や、母なる海「日本海」、聖なる水「瓜割の滝」、近畿一美しい「北川」などをあわせもつ「水の町」です。

その清らかな水の根源には、三十三間山をはじめとする緑豊かな大地があります。

縄文の時代から続くこの貴い自然の恵みの中で、私たちは森羅万象すべての生き物とともに暮らし、互いに調和し生命を育んできました。

清らかな水と緑豊かな大地が、長年語りかけてきた「共生」と「循環」の理－海とともに夏に輝き、山とともに実りの秋を迎え、種とともに冬を越え、梅の花とともに春に舞うーを、どんなに便利で豊かな生活になっても、私たちは決して忘れてはなりません。

お互いのきずなを強め、若狭の自然と環境を守ることは、唯一この町の未来を託された私たちだけに果たせる使命です。私たちは、このことを自覚し、自然を愛し、緑を育て、すべてのものとともに歩み続けることを、ここに宣言します。

2006（平成 18）年 3 月制定

本計画では、本町が目指すべき環境像を以下のように定めます。

〈 目指すべき環境像 〉

太古より水、緑と歩むまち　―若狭町―

若狭町は、三方五湖や北川、三十三間山など、豊かな水と緑に囲まれている地域であり、鳥浜貝塚や古墳群などがあるように太古から、水と緑の恩恵を持続的に利用できるよう工夫しながら人間の生活が営まれてきました。しかし、近年では生活様式の変化などから、地域の水と緑を利用することが少なくなり、逆にそれらに深刻な環境負荷をかけるようになってきました。そのような現状を一人一人が認識し、改めて、先人の工夫・知恵に学び、水と緑の恩恵をうまく利用して、自律的、持続的にこの地域で生活を営めるよう努力することで、目指すべき環境像の実現を図ります。

本町では、若狭町環境基本条例第9条に基づき、2010（平成22）年3月に若狭町環境基本計画（以下、「前計画」という。）を策定し、環境保全施策を推進してきました。

前計画を策定以降、地球温暖化や生物多様性の損失、大量生産・大量消費型の経済・社会システムを背景とした海洋プラスチックごみ、食品ロス問題など様々な課題が発生し、その対策をめぐる状況は日々変化しています。

このような本町を取り巻く現状や地球温暖化対策など多様な環境問題に対応するため、これまでの施策の成果や住民の意識変化を踏まえ、前計画を見直し、「若狭町環境基本計画　地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

本計画の改定のポイントは以下の通りです。

＜改定のポイント＞

●持続可能な社会の実現に向けた取組を推進する ・・・・・・・・・・ p44、60～62

SDGs（持続可能な開発目標）や地域循環共生圏※といった持続可能な社会の実現に向けた考え方・取組を進めます。

※人口減少や山林・農地の荒廃など地域が抱える様々な問題を解決するため、地域資源の活用や他地域との協働を通じて、「自立分散型」の社会を築き、自然環境、社会、経済の問題の同時解決を図る考え方のこと。

●脱炭素社会の実現に向けた新たな動向に対応する ・・・ p46～51、63～70

パリ協定の実現に向けて、温室効果ガス排出量を 2050 年までに実質ゼロにするための取組や頻発・激甚化する災害に対する気候変動適応策を充実させるなど脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させるため、新たに「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を盛り込みます。

●新たな環境問題に対応する ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p52～59、71～72

生物多様性の保全・再生や海洋プラスチックごみ対策、食品ロスの削減など新たな環境問題の解決に向けた取組を強化します。

2　計画の概要

■位置づけ

本計画は若狭町環境基本条例第9条を根拠に、環境の保全についての基本理念を踏まえ、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとして策定するものです。

また、施策の策定及び実施に当たっては、本計画と整合を図るものとなります。

なお、本計画の地球温暖化対策に関する分野については、地球温暖化対策の推進に関する法律第19条に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」としても位置付けます。

■計画の期間（目標年次）

本計画の対象期間は2025（令和7）年度から2034（令和16）年度までの10年と定めます。

ただし、今後の環境に関する課題や社会経済情勢の変化などにより、適切に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

■計画の対象範囲

本計画において対象としている環境の範囲は以下に示す通りです。

区分	対象
地球環境	地球温暖化対策
地域の生活環境	騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、悪臭、土壌汚染、地盤沈下、緑化、化学物質、不法投棄　など
地域の自然環境	海、川、湖、山、動植物、農地　など
まちなみ・景観	自然景観、文化財、空き家、景観　など
循環型社会	リサイクル、廃棄物処理、漂着ごみ、水や資源の循環　など
人づくり	環境教育、環境活動、環境マネジメント　など

■計画の構成

第１章　計画の基本的事項

●計画策定の背景・目的
●計画の概要（位置づけ、計画の期間、計画の対象範囲、計画の構成）

第２章　環境の現状と課題

●社会的動向　●若狭町の概況　●地球環境
●地域の生活環境　●地域の自然環境　●まちなみ・景観
●循環型社会　●アンケート調査結果　●前計画の評価

第３章　目指すべき１０年後の姿と行動方針

●若狭町の10年後の姿　●行動方針　●施策の体系

第４章　行　動　計　画

●行動方針1　●行動方針2　●行動方針3
●行動方針4　●行動方針5　●重点プロジェクト

第５章　計画の推進方策

●計画の推進体制　●計画の進行管理

第２章　環境の現状と課題

1　社会的動向

①　持続可能な社会の実現

●世界の様々な問題の根本的な解決を目指して、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下、「SDGs」という。）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が、2015（平成27）年9月に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択されました。この目標は、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際社会共通の目標となっており、各国・地域・地球規模でアジェンダの実施のための行動を起こすとともに、それらの行動のフォローアップなどが必要となっています。

●SDGs は 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、国際連合に加盟する国が地球上の「誰一人として取り残さない」ことを共通理念として掲げています。SDGs の17のゴールのうち、少なくとも13が直接的に環境に関連するものであり、残り4つも間接的に環境に関連します。これはすなわち、全ての SDGs が大なり小なり環境に関連していることを意味します。国は、アジェンダの実施に向け、気候変動への対応や循環型社会の形成など、様々な分野において積極的に取組を展開しています。

●国全体で持続可能な社会を構築するには、各々の地域が持続可能であることが重要です。その鍵となるのが「地域循環共生圏」です。地域循環共生圏は、地域の特性（地域資源）を活かした事業や他地域とのネットワークを形成、地域同士が支え合うことで、それぞれ地域の環境・経済・社会を良くしていく事業を生み出し、地域活性化や地域の課題解決につなげていく「自立・分散型社会」を示す考え方です。地域が抱える環境・社会・経済課題を統合的に解決し持続可能な地域の構築につなげていくことから、地域版の SDGs（ローカル SDGs）ともいえ、これらの実現が重要となっています。

【SDGs の 17 のゴール】

資料：国連広報センター

ＳＤＧｓの１７のゴールの紹介

目標	内容
	貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
	安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
	働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
	産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭なインフラを構築し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。

目標	内容
	人や国の不平等をなくそう 国内及び国家間の格差を是正する。
	住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする。
	つくる責任　つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
	気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。
	海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。
	陸の豊かさも守ろう 陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性の損失を阻止する。
	平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。
	パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

資料：国連広報センター

② 人口減少・少子高齢化への対応

●世界の人口は、2022（令和4）年に80億人、2050（令和32）年には97億人に達することが予測され、その結果、食料、水、資源などの不足を招き、貧困や経済格差が拡大することが懸念されています。その一方で、我が国の人口は、近年減少局面を迎え、2020（令和2）年の1億 2,615 万人から2050（令和32）年には18％減少すると推計されています。65歳以上の高齢者の総人口に占める割合を国際的に比較すると、2023（令和5）年では我が国は、29.1％と世界で最も高く、2100（令和82）年には40％と世界の主要国の中で最高の水準になると推計されています。

●我が国は、世界の人口が拡大する中で、世界に先駆けて高齢化、人口減少しており、少子高齢化が進む社会において経済社会を維持する独自のモデルを構築することが必要になっています。

③ 気候変動への対応

●2023（令和5）年の世界の平均気温は、産業革命前（1850-1900 年の平均気温）より 1.45°C（±0.12°C）上昇し、観測史上最高となりました。世界の平均気温は上昇傾向にあり、1970年以降、過去2000年間のどの50年間よりも気温上昇は加速しています。

●世界の平均気温の上昇は、我が国も含め、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加を更に拡大させ、それに伴って、洪水、干ばつ、暴風雨による被害が更に深刻化することが懸念されています。まさに人類は深刻な環境危機に直面しているといえます。

●世界気象機関（WMO）や気象庁の報告によれば、2023（令和5）年も世界各地で様々な気象災害が見られました。また WMO は、2023（令和5）年はエルニーニョ現象と気候変動が重なり、6～12 月の全てで月間の最高平均気温を更新し、観測史上最も暑かった年であることを発表しました。我が国では、1946（昭和21）年の統計開始以降、夏として北日本と東日本で1位、西日本で1位タイの高温となり、5月から9月までの全国の熱中症救急搬送人員は、調査開始以降、2番目に多くなりました。また、6月から7月中旬にかけての梅雨期には各地で線状降水帯が発生するなどの大雨が発生し、これらによる河川氾濫や土砂災害の被害が発生しました。6月初めには、西日本から東日本の太平洋側を中心に大雨となり、複数地点で1時間降水量が観測史上1位の値を更新し、期間降水量の合計は平年の6月の月降水量の2倍を超えた地点がありました。

●近年では、猛暑や大雨などの異常気象に地球温暖化がどの程度寄与しているか解明するため、「イベント・アトリビューション」と呼ばれる手法を活用した研究が進められています。文部科学省「気候変動予測先端研究プログラム」及び気象庁気象研究所の研

究では、2023（令和5）年の梅雨期の大雨について、地球温暖化によって6月から7月上旬の日本全国の線状降水帯の総数が約 1.5 倍に増加していたと見積もられたほか、2023（令和5）年7月下旬から8月上旬にかけての記録的な高温は、地球温暖化がなければ発生し得ない事例であったことが分かったと報告されています。

④ 地球温暖化への対応

●地球温暖化対策においては、2015（平成27）年12月にフランスで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」で「パリ協定」が採択され、「世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃未満に抑えるとともに、1.5℃まで抑える努力を追求する」ことが世界全体の目標として掲げられました。

●これを受けて、我が国では、2020（令和2）年10月に2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことが宣言されました。また、2021（令和3）年3月の「地球温暖化対策計画」においては、2030（令和11）年度までに2013（平成25）年度比で温室効果ガスを46％削減する、新たな削減目標が掲げられました。

●2023（令和5）年2月には、「GX（グリーントランスフォーメーション）実現に向けた基本方針」が掲げられ、自然環境に負荷の少ないエネルギーの活用を進めるため、温室効果ガスを発生させる化石燃料から太陽光発電、風力発電などの再エネに転換することで二酸化炭素の排出量を減らし、そうした活動を経済成長の機会にするために世の中全体を変革していくこととしています。

⑤ 生物多様性の保全

●私たちが生きる現代は「第6の大量絶滅時代」ともいわれ、今回の大絶滅は過去5回発生した大絶滅より、種の絶滅速度は速く、その主な原因は人間活動による影響と考えられています。

●生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）が2019（令和元）年に公表した「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」では、人間活動の影響により、過去50年間の地球上の種の絶滅は、過去1,000万年平均の少なくとも数十倍、あるいは数百倍の速度で進んでおり、適切な対策を講じなければ、今後更に加速すると指摘されましたが、2023（令和5）年12月に国際自然保護連合（IUCN）が公表した絶滅のおそれのある世界の野生生物のリスト「レッドリスト」の最新版では、「絶滅の危機が高い」とされる種数は、1年前から比較して約2,000種増加し、44,016種に及ぶという結果が示されています。また、今回の更新では、世界の淡水魚種に関する初の包括的評価が行われ、14,898種の評価種のうち3,086種が絶滅の危機にあり、汚染、ダムや取水、乱獲、外来種や病気といっ

た要因のほか、水位の低下や季節の変化といった気候変動の影響を受けていることが指摘されました。

●「ネイチャーポジティブ（自然再興）」とは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことで、生物多様性国家戦略 2023-2030 における 2050 年ビジョン「自然と共生する社会」の達成に向けた 2030 年ミッションとして掲げられています。これは、いわゆる自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方であり、愛知目標をはじめとするこれまでの目標が目指してきた生物多様性の損失を止めることから一歩前進させ、損失を止めるだけではなく回復に転じさせるという強い決意が込められたものとなっています。

●ネイチャーポジティブ実現のための鍵となる目標の一つが、2030（令和12）年までに陸と海の30％以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする、いわゆる「30by30目標」です。2023（令和5）年1月時点で、陸地の約20.5％、海洋の約13.3％が国立公園などの保護地域に指定されています。国土全体の生態系の健全性を高めていくためには、里地里山のように人が手を入れることによって維持されてきた自然環境や、生物多様性に配慮した持続的な産業活動が行われている地域を活かしていくことも重要です。このため、国立公園などの保護地域の拡充とともに、保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域を設定・管理し、民間の取組と連携した取組を進めています。

⑥ 循環型社会の実現

●プラスチックを含む海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、国内外で様々な問題を引き起こしています。

●経済協力開発機構（OECD）の「グローバル・プラスチック・アウトルック2060年までの政策シナリオ」によると、世界で排出されるプラスチック廃棄物の量は2019（令和元）年の3億5，300万トンから2060（令和42）年には10億1，400万トンと、ほぼ3倍に膨れ上がり、プラスチック廃棄物の環境への漏出量は2060（令和42）年には年間4，400万トンに倍増し、湖、河川、海洋に堆積されるプラスチック廃棄物の量は3倍以上に増加すると予測されています。また、同シナリオによるとプラスチック廃棄物のうち、リサイクルされる割合は2019（令和元）年の9％から2060（令和42）年には17％に上昇すると予測されていますが、焼却と埋め立てに回る割合は引き続きそれぞれ18％と50％を占め、管理されていない廃棄物集積場、露天での焼却、陸域・水域環境への漏出に行き着くプラスチックの割合は、22％から 15％に減少すると予測されています。

●海洋プラスチックごみ対策においては、我が国では、2019（令和元）年5月に「プラス

チック資源循環戦略」を策定し、廃棄物となるものをいかに減らすかという3Rに、廃棄時に環境への負担がかかる化石燃料由来のプラスチックを植物由来の素材に変更する取組である Renewable を加え目標にしました。また、2021（令和3）年6月には、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。

- 国外では、2022（令和4）年2月から3月にかけて開催された第5回国連環境総会再開セッションにおいて、海洋プラスチック汚染を始めとするプラスチック汚染対策に関する法的拘束力のある国際文書（条約）について議論するための政府間交渉委員会を立ち上げる決議が採択されました。
- 食品ロス対策においては、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることから「食品ロスの削減の推進に関する法律」が2019（令和元）年10月に施行されました。また、2020（令和2）年3月には、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が策定され、市町村は、本基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされ、食品ロスの削減に向けて行動に移すことが必要と示されています。

2　若狭町の概況

①　位置及び地勢

●若狭町は、福井県の南西部に位置し、東は美浜町、西は小浜市、南は滋賀県高島市、北は日本海に面した若狭湾にそれぞれ接しています。

●東西約17．8km、面積は 178.49km^2 で嶺南地域の中心部に位置しています。

●本町は若狭湾国定公園の中心部にあり、ラムサール条約登録湿地「三方五湖」、全国名水百選「瓜割の滝」、近畿一美しい川とされる「北川」など水資源が豊富な町です。

●若狭湾の中ほどに突き出した常神半島に囲まれた世久見湾周辺は、大きな河川が流れ込まないため透明度が高く、県内唯一の海域公園に指定されるとともに、海水浴場としても人気があります。

●国道303号は、かつて日本海と畿内を結ぶ「若狭街道」として多くの物や文化が行き交い、街道に沿って栄えた宿場町「熊川宿」は国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。

●若狭の塩や海産物など豊富な食材を京都に運んだ鯖街道の拠点である小浜市と若狭町の日本遺産「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群～御食国（みけつくに）若狭と鯖街道～」が、2024（令和６）年７月「特別重点支援地域（日本遺産プレミアム）」に全国で初めて選定されています。

②　土地利用

●2023（令和5）年における地目別土地利用状況をみると、山林が約43％、田畑が約19％を占めており、豊かな自然環境に包まれていることがわかります。

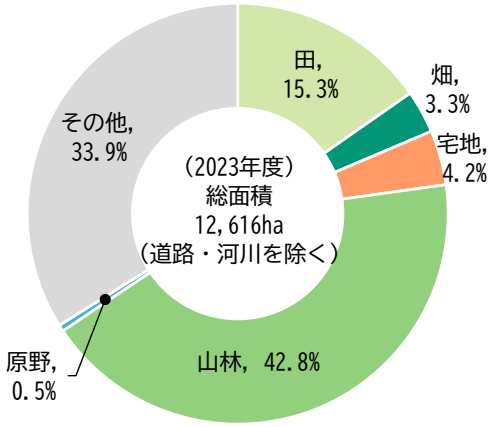

【地目別土地利用状況】

資料：福井県市町村勢要覧

③ 気候

●2019（令和元）年から2023（令和5）年の5年間における年間降水量の平均値は美浜観測所で 169mm、小浜観測所で 151mm となっています。また、年間平均気温は美浜観測所で 15.9℃、小浜観測所で 15.6℃となっています。

●月別の降水量の推移をみると、美浜観測所と小浜観測所ともに、3月が最も少なく、12月が最も多くなっています。また、平均気温の推移をみると、美浜観測所と小浜観測所ともに、8月が最も高く、1 月が最も低くなっています。

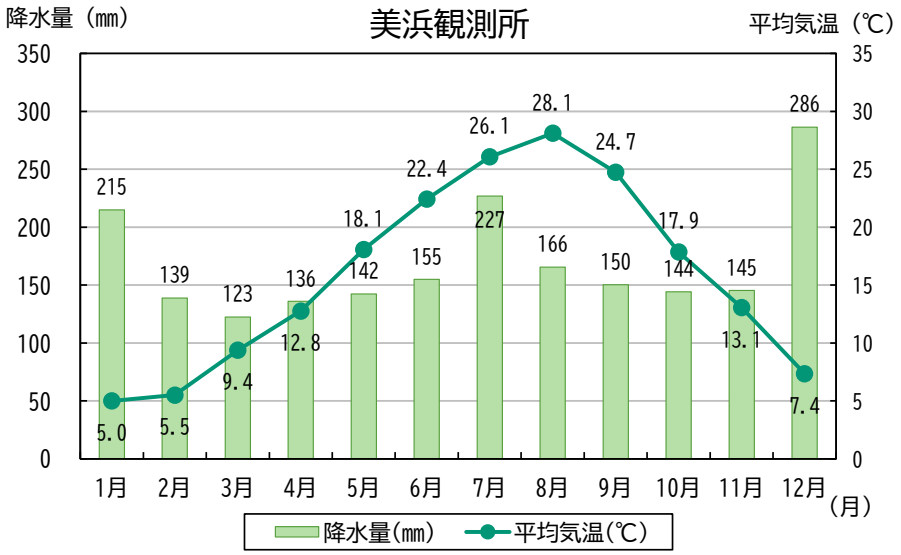

資料：福井地方気象台美浜観測所

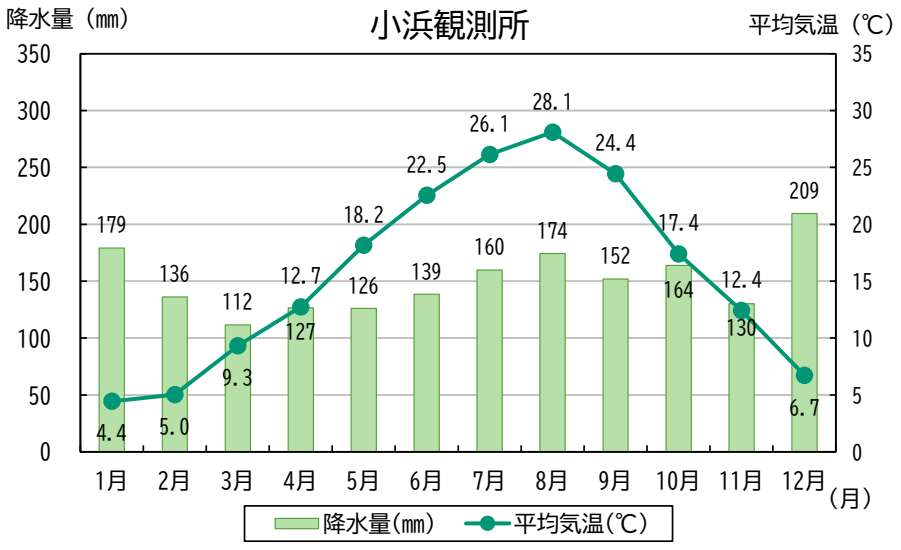

資料：福井地方気象台小浜観測所

【月別降水量及び平均気温の推移（2019 年～2023 年の平均値）】

●2019(令和元)年から 2023(令和5)年の平均気温(日平均)は、30年前(1994(平成6)年～1998(平成10)年)と比べて、1.0～1.2℃高くなっています。

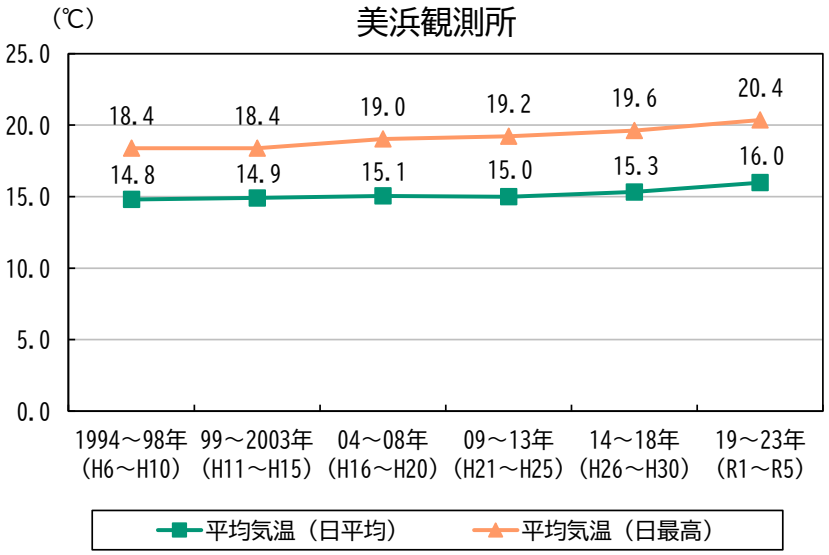

資料:福井地方気象台美浜観測所

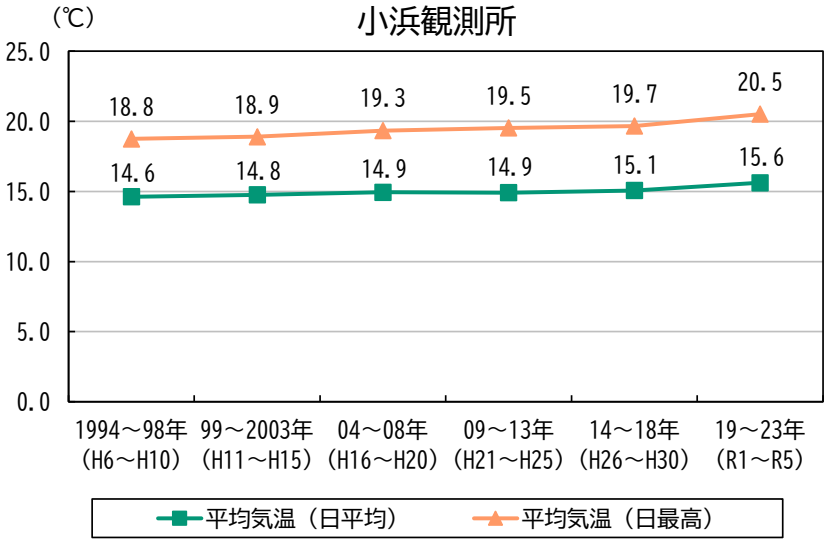

資料:福井地方気象台小浜観測所

【1994～2023 年(過去 30 年間)における 5 年平均の年間気象統計の推移】

④ 人口

●人口は、減少傾向が続いており、国勢調査では 2020（令和2）年で 14,003 人、住民基本台帳では2024（令和6）年で13,499人となっています。

●世帯数は、緩やかな増加傾向にありましたが、近年は緩やかな減少に転じ、国勢調査では 2020（令和2）年で 4,830 世帯、住民基本台帳では2024（令和6）年で4,943 世帯となっています。

●世帯人員は、県全体の値（2020（令和2）年 2.5 人/世帯）を上回っているものの、減少傾向が続いており、国勢調査では 2020（令和2）年で2.9人/世帯、住民基本台帳では2024（令和6）年で2.7人/世帯となっています。

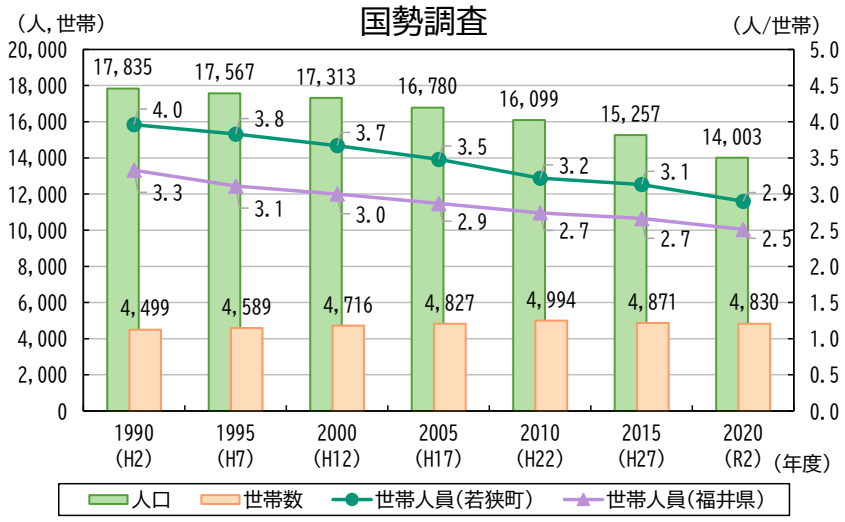

資料：福井県市町村勢要覧

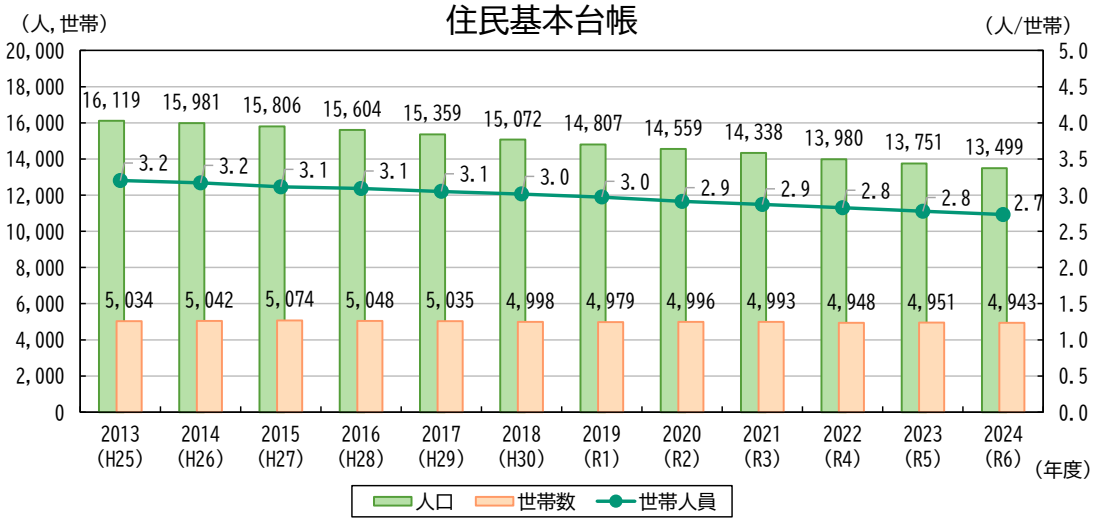

資料：若狭町住民基本台帳

【人口・世帯数の推移】

●国勢調査における2020（令和2）年の人口ピラミッドをみると、男女ともに70～74歳が最も多い一方で、20～24歳が最も少なくなっています。

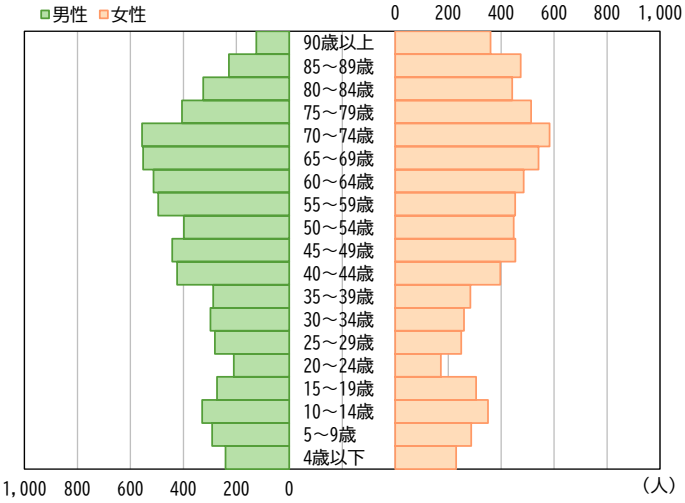

【人口ピラミッド（2020 年）】

資料：福井県市町村勢要覧

⑤ 産業

●本町の就業者数は、減少傾向が続いており、2020（令和2）年で7,208人となっています。

●産業分類の割合について福井県全体と比較すると、本町は第一次産業の割合が高い傾向にありますが、経年的にみると減少傾向が続いています。

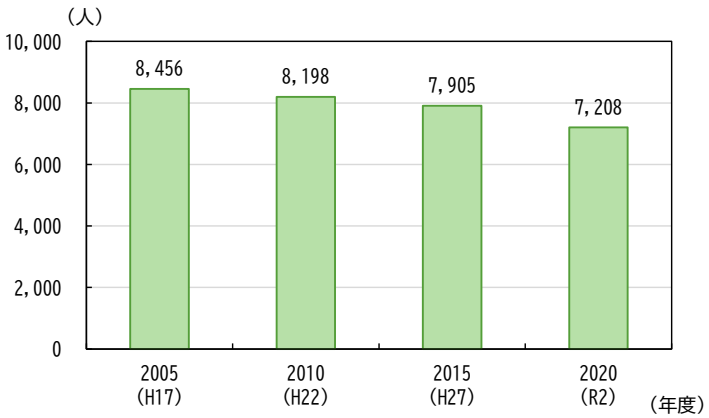

【就業者数の推移】

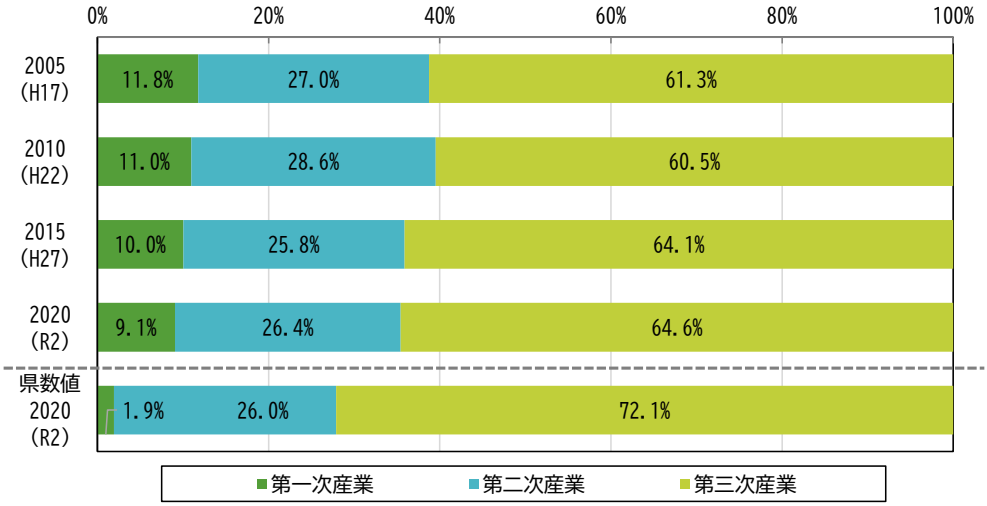

【産業分類別就業者割合の推移】

資料：福井県市町村勢要覧

3　地球環境

①　気候変動

●敦賀特別地域気象観測所で観測された、福井県敦賀市の平均気温の長期変化をみると、100 年で 1.7℃の上昇傾向にあります。これは、世界の長期変化傾向（100 年で 0.77℃の上昇）よりも高くなっています。

●また、真夏日日数は増加傾向にあり、冬日日数は 10 年で 2.4 日の減少傾向にあります。

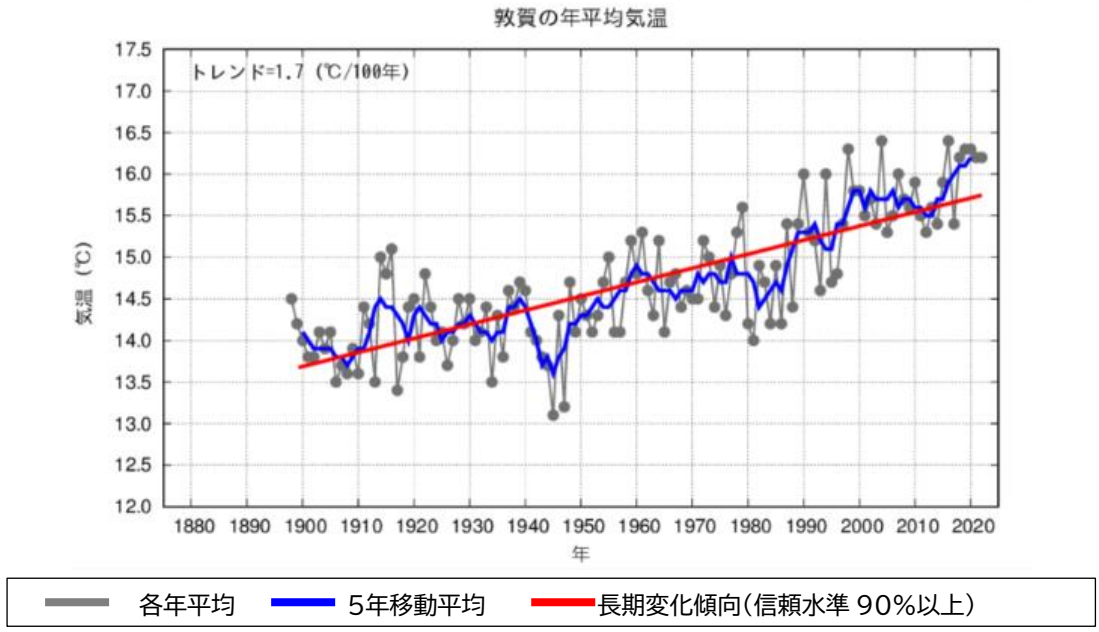

【年平均気温の推移（敦賀市）】

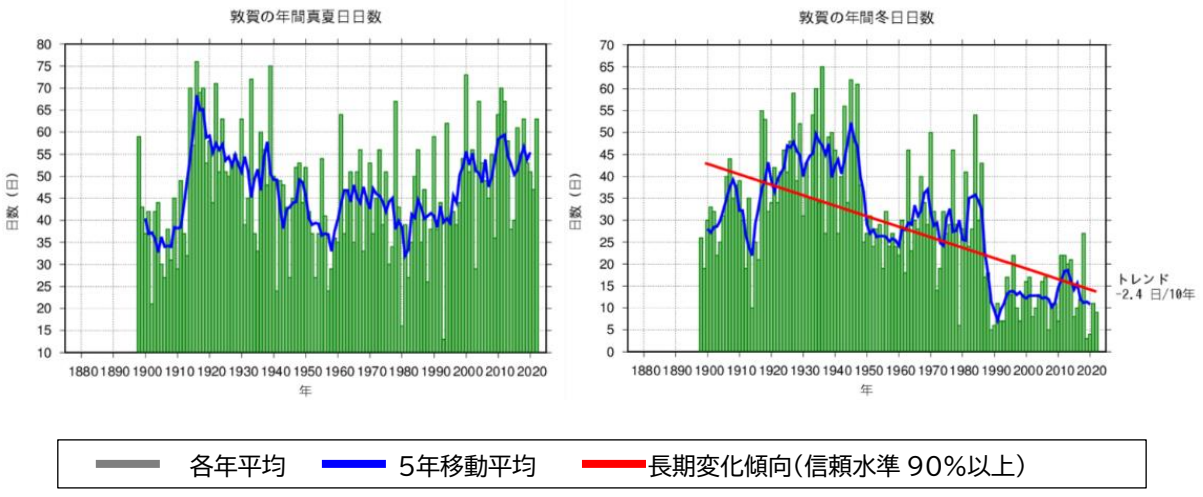

【年間真夏日日数・年間冬日日数の推移（敦賀市）】

資料：北陸地方の気候変化の特徴（気象庁 HP）

●本町では、災害予防、災害応急対策及び、災害復旧対策に関する「若狭町地域防災計画」を策定しています。本町では過去に以下のような災害が発生しています。

風水害	1999（平成11）年と 2013（平成25）年の大雨では、人的被害はなかったものの、建物の損傷や浸水被害が出ています。
雪害	56 豪雪と 59 豪雪で建物の損傷や全壊被害が出ており、59 豪雪では人的被害が発生しています。近年は暖冬小雪傾向が続いているため、被害は発生していません。

② 温室効果ガス排出量

●本町における温室効果ガス排出量合計の推移をみると、2014（平成26）年度をピークに減少傾向となっています。

●部門別※にみると、2021（令和3）年度において産業部門が全体の5割以上を占めており、本町の温室効果ガス排出量の増減に大きく影響していることが分かります。

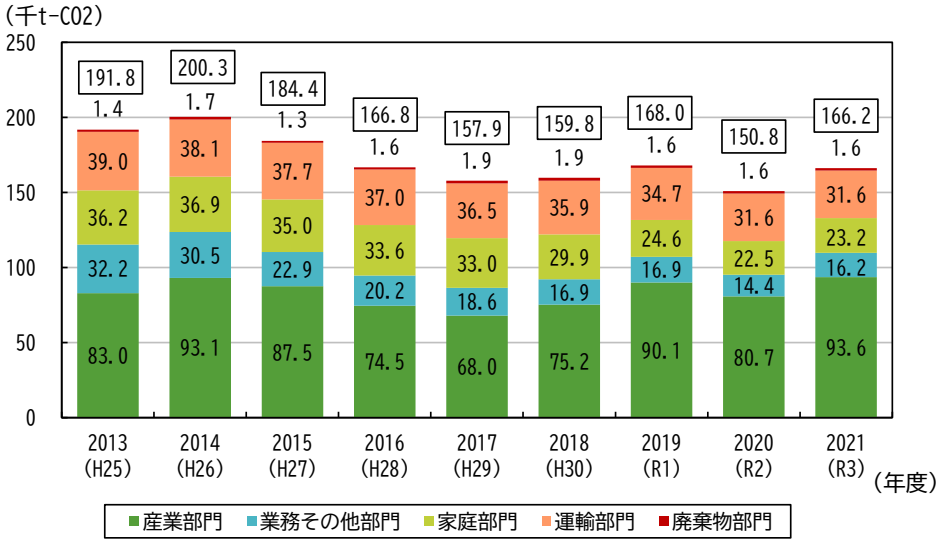

【温室効果ガス排出量の推移】

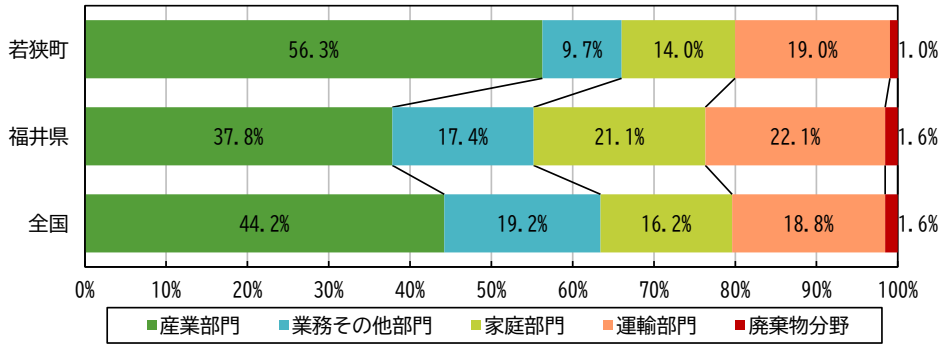

【令和3年度 温室効果ガス排出量の部門別構成比】

資料：自治体排出量カルテ

※部門の詳細については46ページに掲載。

●近隣自治体及び人口が同規模の県内自治体と比較すると、若狭町は産業部門が突出していることが分かります。これは若狭テクノバレーなどをはじめ、製造業などの民間企業が町内に多く立地していることが影響していると考えられます。

【比較対象の自治体人口】　（人）

	若狭町	美浜町	高浜町	越前町	永平寺町	小浜市
R2 人口	14,003	9,179	10,326	20,118	18,965	28,991

資料：令和2年国勢調査

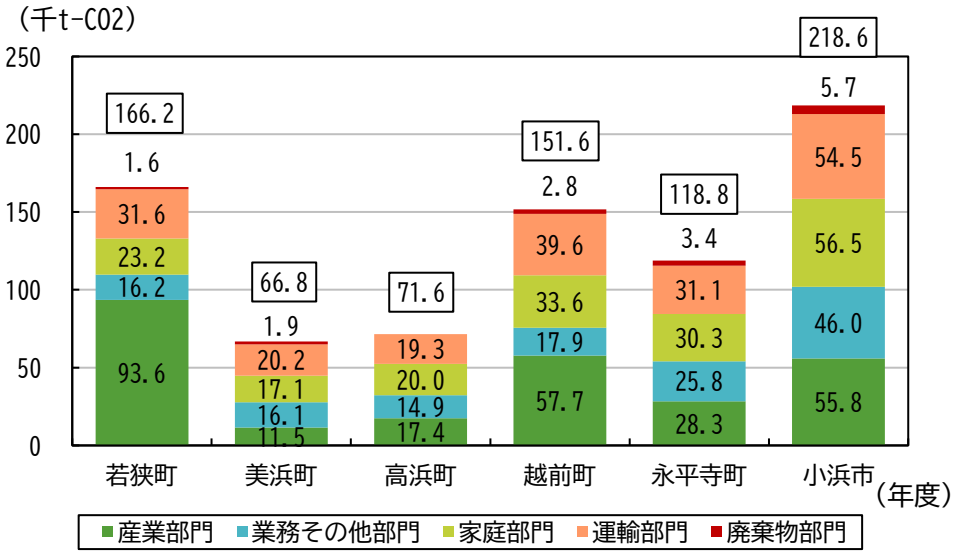

【近隣自治体及び人口が同規模の県内自治体との比較（温室効果ガス排出量）】

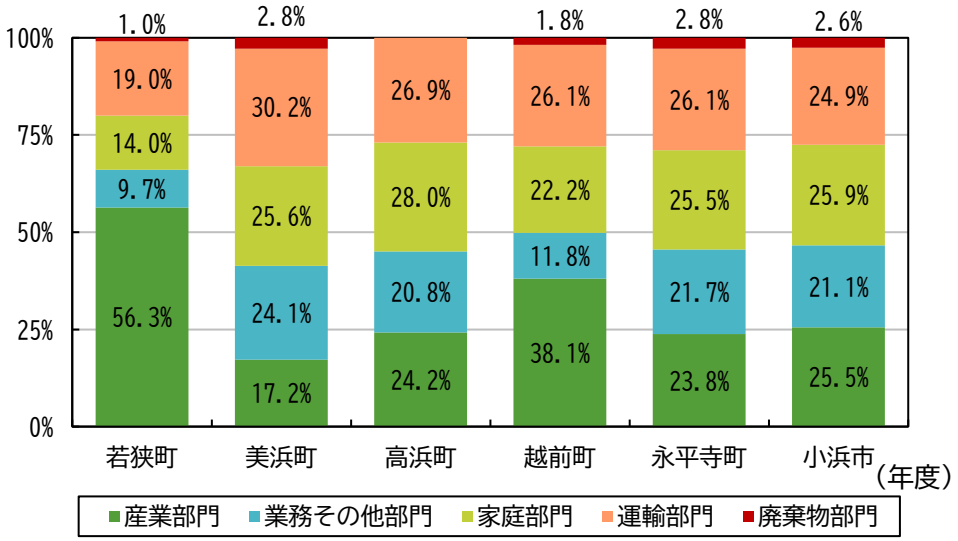

【近隣自治体及び人口が同規模の県内自治体との比較（温室効果ガス排出割合）】

資料：自治体排出量カルテ

●1人あたりの温室効果ガス排出量（全体）の推移をみると、2014（平成26）年度をピークに減少に転じていましたが、近年は増減を繰り返しています。これは、全体の5割以上を占める産業部門の増減が影響していると考えられます。

●家庭部門における、1人あたりの温室効果ガス排出量の推移をみると、県と同様に、2017（平成 29）年度から 2019（令和元）年度にかけて減少後、横ばい傾向を続けていることが分かります。

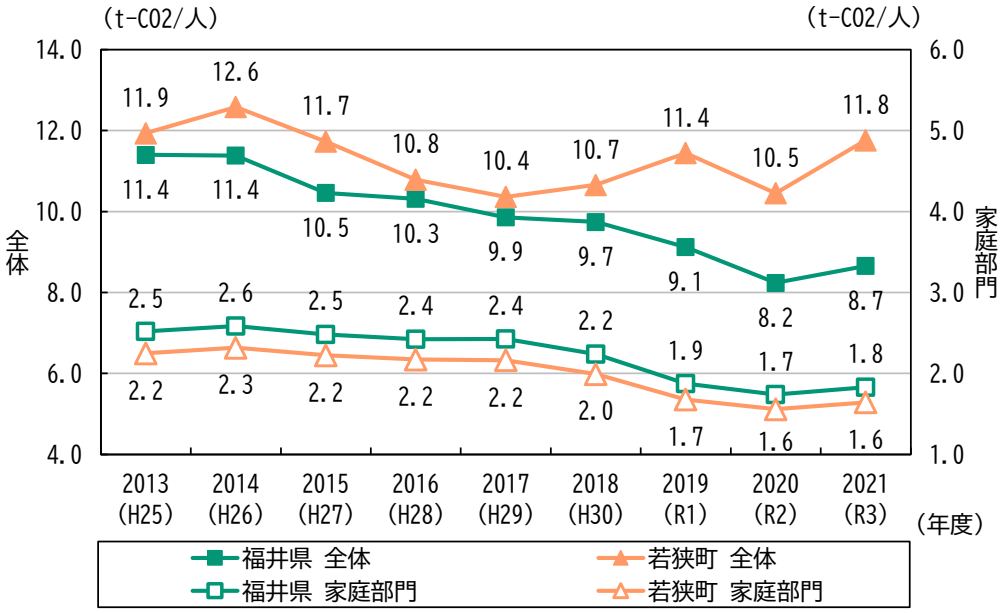

【1人あたりの温室効果ガス排出量の推移】

資料：自治体排出量カルテ

●このまま何も追加の対策を行わなかった場合、本町の人口減少などが影響し、温室効果ガス排出量は減少することが予測されるものの、脱炭素社会の実現に向けて更なる対策が求められています。

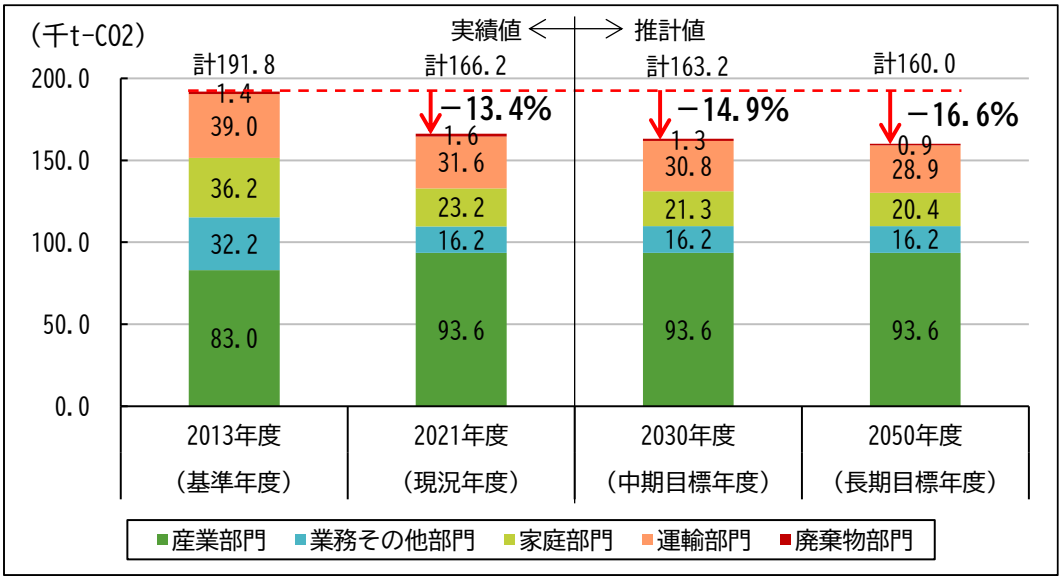

【温室効果ガス排出量の将来推計】

資料：自治体排出量カルテ（実績値）
※推計値は、資料編に算定方法を掲載。

●本町は、温室効果ガスの排出量削減のため、自家消費型太陽光発電設備などを町内に設置する場合の導入費用の一部を補助しています（予算上限あり）。

●本町における 2022（令和4）年度の再生可能エネルギーの導入容量の割合をみると、10kw 以上の太陽光発電設備（産業用）が約半数を占めています。

●また、10kw 未満の太陽光発電設備（住宅用）は、毎年10件前後の新規導入がみられ、2022（令和4）年度で累計 248 件となっています。

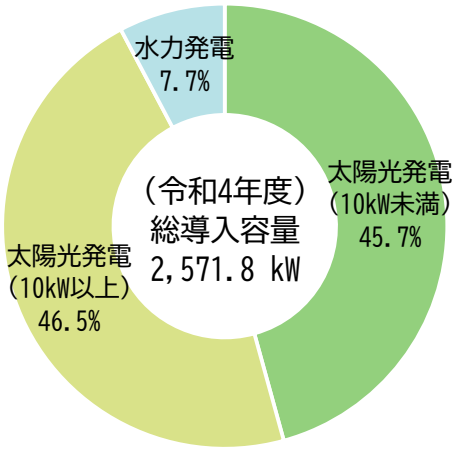

【令和4年度_再生可能エネルギーの導入容量の割合】

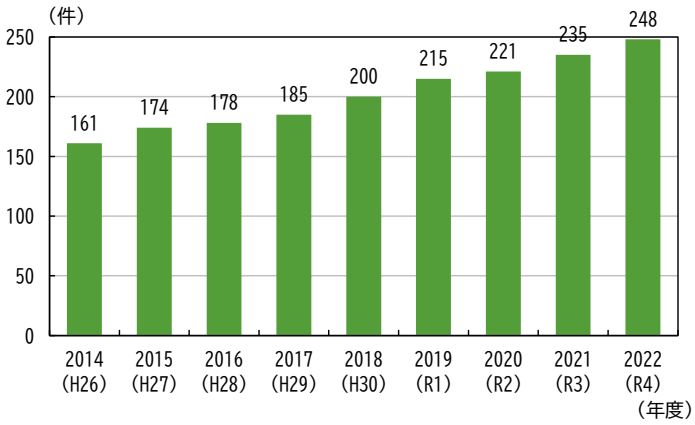

【10kw 未満の太陽光発電設備導入件数（累計）】

資料：自治体排出量カルテ

課　題

❖ 温室効果ガス排出量の削減

●国や県の温室効果ガス削減目標の達成に向け、具体的な対策を検討、実践していく必要があります。

●太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入を更に推進する必要があります。

❖ 気候変動対策の強化

●気候変動による健康被害、災害の増加、生態系や農作物への影響など幅広い分野への影響に備える必要があります。

4　地域の生活環境

①　大気

●本町では、大気の汚染状況を監視するために、2019（令和元）年10月1日、若狭テクノバレー内（若狭テクノパーク駐車場）に「若狭町大気汚染測定局」を設置し、24時間体制で窒素酸化物、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質の3項目を測定しています。これまでに、環境基準を超過する大気汚染は測定されていません。

②　公害苦情件数

●町内において、騒音や悪臭などの通報・問い合わせは毎年多数よせられていますが、公害に発展するような問題があり苦情として報告された件数は、2020（令和2）年以降ありません。

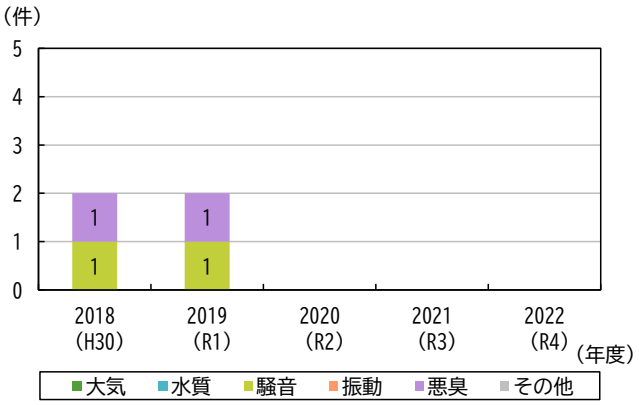

【苦情件数の推移】

資料：福井県環境白書

③　漂着ごみ

●本町では、海岸漂着ごみへの対応が問題となっています。漂着ごみは海岸の景観を損ねるだけでなく、これに便乗した不法投棄を助長させてしまいます。そこで本町では、地域住民と協働で漂着ごみの回収、運搬、処分に取り組むとともに、不法投棄の防止を呼びかけています。

【食見海岸の漂着ごみ清掃の様子】

【漂着ごみの清掃活動の実績】

年	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施回数（回）	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2
箇所数（海岸）	5	10	6	8	6	8	10	10	18	14	13
重量（t）	16	29.78	14	27.45	20.8	29.84	56.9	67.9	26.26	43.31	52.57

資料：若狭町

④ 水質

●本町では、北川水域や三方五湖水域、近海の計10箇所において、水質測定が実施されています。

●三方五湖（町内の測定地点5箇所）においては、各環境基準項目の超過が見られます。

●水月湖及び菅湖の計3箇所の測定地点では、COD の数値はおよそ4.5mg/L 前後の横ばいに推移していますが、全窒素及び全隣の数値は近年悪化しています。

水月湖及び菅湖

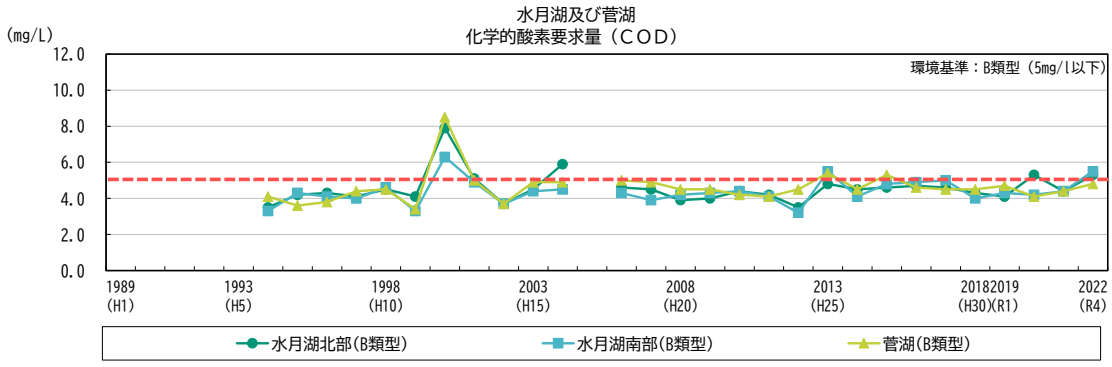

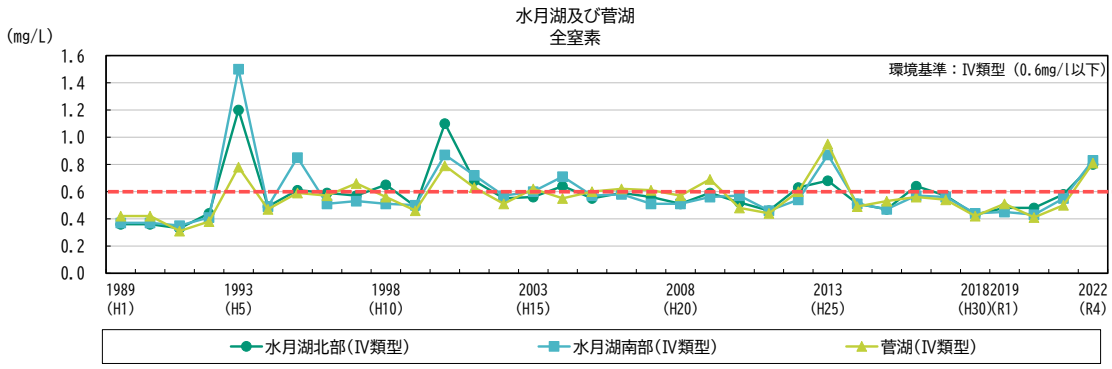

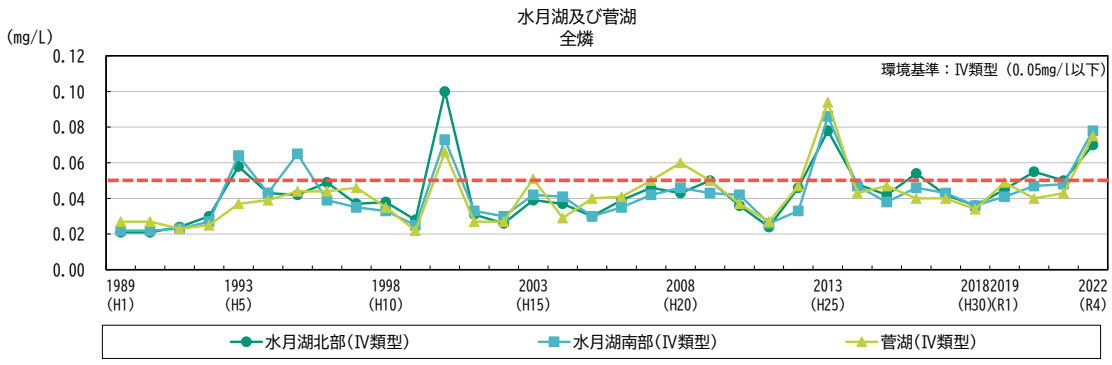

【水質測定結果（湖沼）】

資料：福井県環境白書

●三方湖の2箇所の測定地点では、環境基準の超過が継続しています。

三方湖

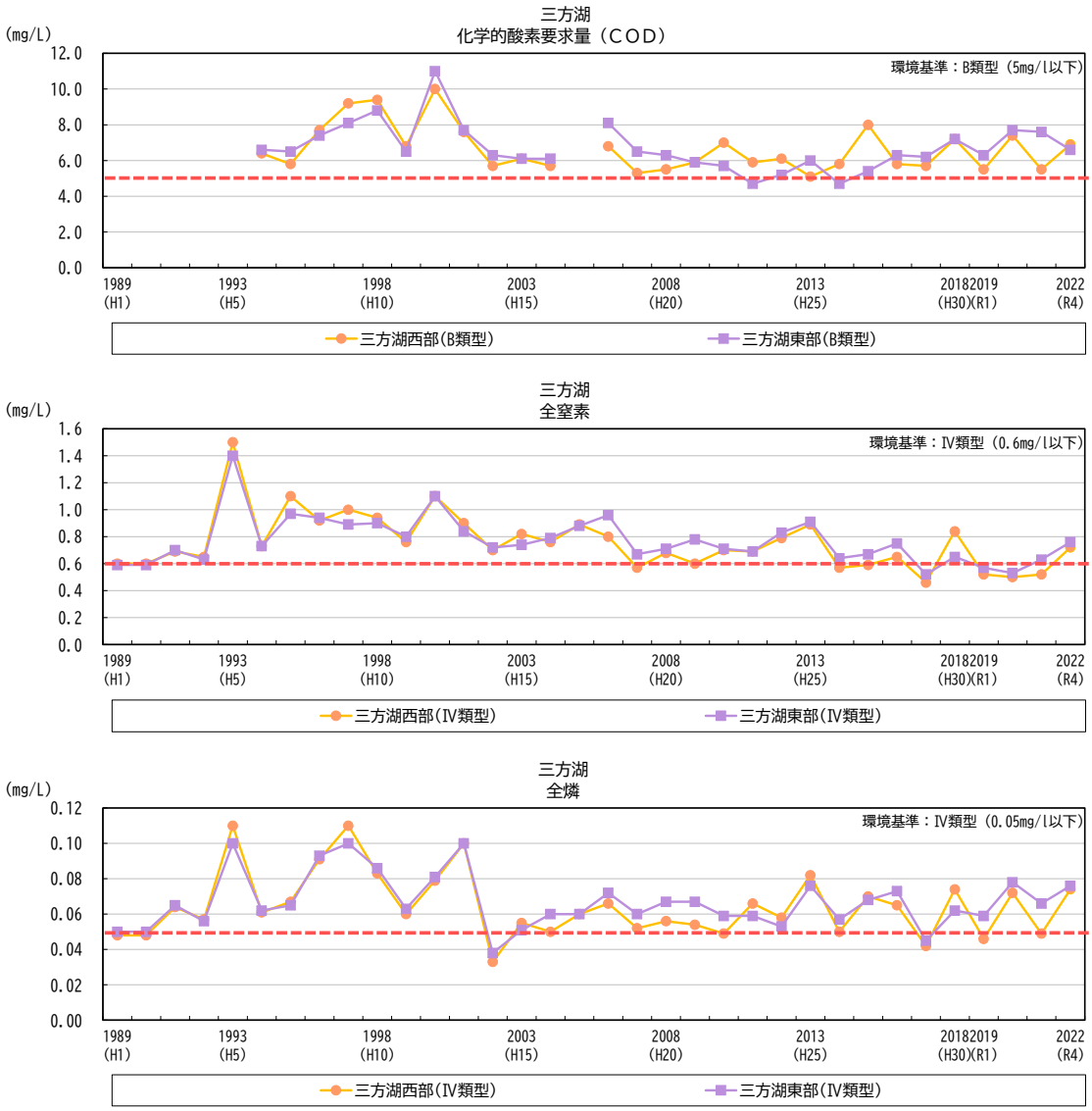

【水質測定結果(湖沼)】

資料:福井県環境白書

環境基準（湖沼）

項目類型	COD
AA	1mg/L 以下
A	3mg/L 以下
B	5mg/L 以下
C	8mg/L 以下

項目類型	全窒素	全燐
Ⅰ	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

●町内を流れる北川や若狭町近海では、いずれの測定地点も良好な水質を維持しています。

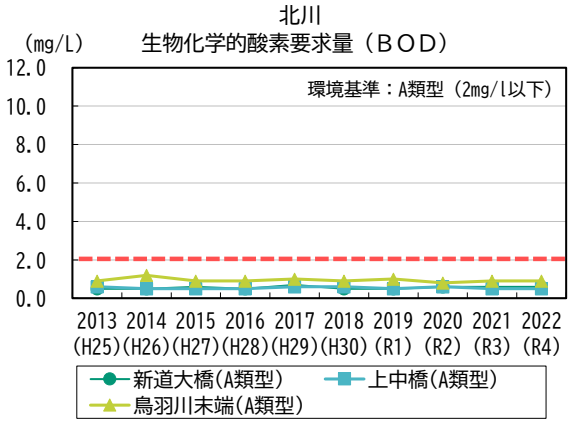

環境基準（河川）

項目類型	ＢＯＤ
ＡＡ	1mg/L 以下
A	2mg/L 以下
B	3mg/L 以下
C	5mg/L 以下
D	8mg/L 以下
E	10mg/L 以下

【水質測定結果(河川)】

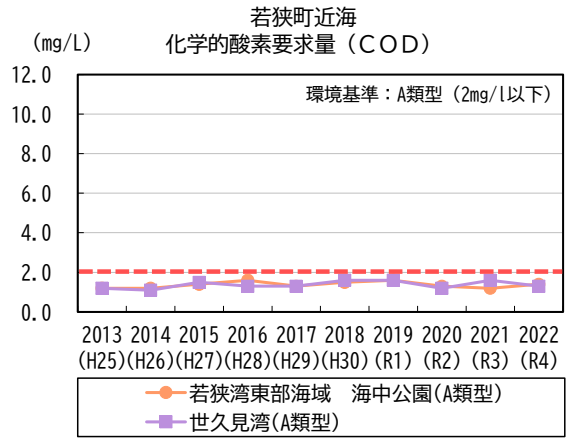

環境基準（海域）

項目類型	ＣＯＤ
A	2mg/L 以下
B	3mg/L 以下
C	8mg/L 以下

【水質測定結果(海域)】

資料：福井県環境白書

課　題

❖ 快適な生活環境の保全

●大気汚染や公害の発生を防ぐため、野焼きや不法投棄の防止に継続して取り組む必要があります。

❖ 水質の改善・保全

●河川、湖、海への不法投棄や汚染を無くすため、地域ぐるみでの清掃活動や近隣市町と協力した意識啓発に継続して取り組む必要があります。

●三方五湖の水質改善に向けた対策が必要です。

5　地域の自然環境

①　動植物

●本町では、都市化の進展や外来生物の侵入などにより、生存が危ぶまれている絶滅危惧種が確認されています。「福井県の絶滅のおそれのある野生動植物2016」に記載された野生生物種のうち、本町では356種（県域絶滅種を除く）が選定されています。

【若狭町における絶滅のおそれのある野生動植物の種類】

哺乳類	5 種	昆虫類	40 種
鳥類	67 種	陸産貝類	9 種
爬虫類	2 種	淡水産貝類	17 種
両生類	4 種	維管束植物	186 種
淡水魚類	26 種	総計	356 種

資料：福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016

●1999（平成11）年の「福井県のすぐれた自然」にある「鳥獣の重要な生息地」として、本町では『三方五湖とその周辺』が選定されており、本地域は鳥獣保護法や自然公園法により狩猟や開発行為が規制されています。

●全国レベル、県レベルで特に重要な「すぐれた植生」は、常神半島や御神島など、町内に8箇所あります。

●本町では、ブルーギルやオオクチバスなどの外来魚やアゾラ・クリスタータ（外来アゾラ類）などの外来植物、そのほかに哺乳類ではヌートリア、鳥類ではソウシチョウ、爬虫類ではアカミミガメ、両生類ではウシガエルなどの外来生物の侵入が確認されています。

【ブルーギル】

【アゾラ・クリスタータ】

資料：環境省

●野生鳥獣対策として、イノシシやシカによる農作物被害への対策を進めるとともに、近年は、クマの出没情報について若狭町公式LINEを用いた情報発信を行っています。

② 三方五湖

●本町のすぐれた自然の一つとして三方五湖があります。

●三方五湖は、本町と美浜町にまたがる5つの湖の総称で、三方湖と水月湖、菅湖、久々子湖の一部が本町に属しています。

●三方五湖の5つの湖は、全て水路で繋がっていますが、それぞれの塩分濃度や面積、水深が異なるため、淡水魚や汽水魚、回遊魚など多様な魚類が生息しており、タモロコやイチモンジタナゴなど日本固有の貴重な魚類もみられます。

●一方で、貴重な種の減少や水質が改善されないという問題もあります。

●近年、豊かだった三方五湖の自然環境は、地球温暖化や人間の生活の影響など様々な理由により、急速に損なわれています。そこで、三方五湖周辺流域とその周辺地域において、多様な主体による自然再生を実現するため、2011（平成23）年5月に三方五湖自然再生協議会が設立されました。

●協議会では、自然護岸の再生や外来生物対策、湖と田んぼのつながりの再生などに取り組んでいます。

●三方五湖は、若狭湾国定公園を代表する景勝地になっているほか、国の名勝への指定やラムサール条約湿地への登録、「すぐれた地形・地質」にも選ばれています。

●また、2015（平成27）年4月には「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群～御食国若狭と鯖街道～」の構成文化財として日本遺産第1号認定を、2019（平成31）年2月には「三方五湖の汽水湖沼群漁業システム」が日本農業遺産に認定されています。

【石倉漁礁の設置】

【アカミミガメの捕獲（ワナ設置・回収・計測）】

資料：三方五湖自然再生協議会令和5年度の活動結果より

●日本農業遺産では、塩分濃度が異なる5つの湖で、400年以上の歴史を有する伝統的な漁具・漁法や漁期の制限などによる、自然資源の地域内循環と豊富な生物多様性の保全が高く評価されています。

【三方五湖】

【たたき網漁】

【柴漬け漁】

資料：三方五湖世界農業遺産推進協議会 HP

●三方五湖のうち、最大の面積を誇る水月湖（汽水湖）の湖底には「年縞（ねんこう）」と呼ばれる土の層があります。

●年縞とは、長い年月の間に湖沼などに堆積した地層が描く特徴的な縞模様の湖底堆積物ことで、1年に1層つくられ、水月湖底には7万年分の層が残されています。季節によって違うものが堆積することで、明るい層と暗い層が交互に積み重なってできます。

●水月湖は、年縞が形成される環境（①直接流れ込む河川がない、②湖底に生物が生息していない、③時間が経過しても埋まらない）として「奇跡」と言われるほど理想的な湖であり、7万年という長い期間連続している年縞は、世界でも他に例がありません。

●水月湖年縞のデータは、考古遺物などの年代をはかる「世界標準のものさし」として世界中で使用されているだけでなく、年縞に含まれる花粉の種類や量、火山灰などから、過去の気温や降水量、火山活動がわかります。

【水月湖】

【水月湖年縞7万年ギャラリー】

【水月湖の年縞】

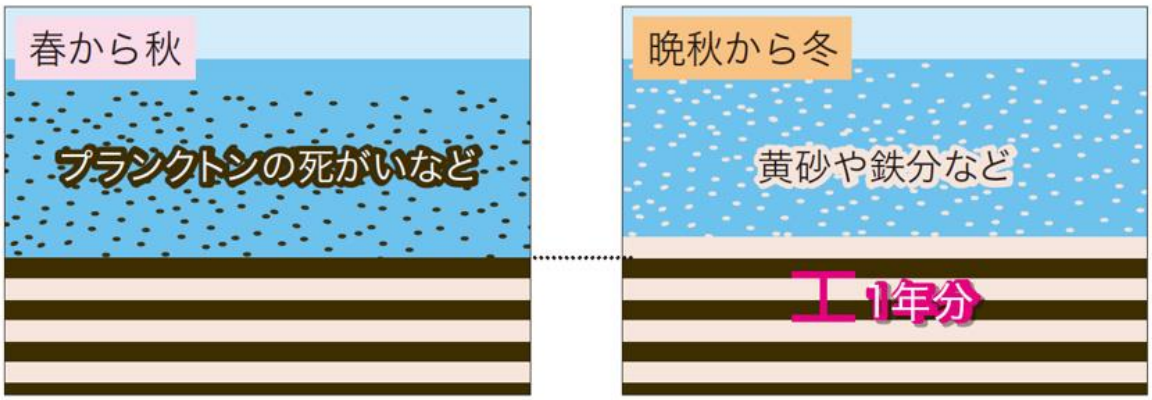

【年縞のでき方】

資料：年縞博物館 HP

③ 農林水産業

●本町の豊かな自然を守るため、令和4年度から森林環境譲与税を活用した、森林の間伐や沢沿いの危険木除去、荒竹林の整備を行っています。

●また、山林等への不法投棄について、投棄者が回収・処分することが原則ですが、投棄者が分からない不法投棄については、土地所有者（管理者）に回収・処分を呼びかけるとともに、不法投棄に係る処分費の減免措置を行っています。

沢沿いにかかる倒木除去事業により、林道沿いの倒木を除去した様子（R5 新道）

●本町は、北川のまわりに平野が広がっており、米づくりに適した環境であるため、そのほとんどが水田として利用されています。

●水田以外では、福井梅や梨が栽培されており、県内でも比較的雪が少なく温暖な気候であるため、果樹のほかにも白菜や白ねぎ、ほうれん草などの葉物野菜の栽培に適しています。

●また、三方五湖周辺地域には、伝統的に淡水魚介類を食す食文化があります。伝統的な漁法や漁期の制限などにより、水産資源の保全と持続的な資源利用が古くから営まれています。

課　題

❖ 動植物と生息環境の保全・再生

●森林などをはじめとする自然環境の保全が重要です。

●絶滅危惧種をはじめとする本町の在来種やそれらの生息環境について、町民、事業者、行政が協力して、保全・再生を図る必要があります。

●三方五湖は本町を特徴づける貴重な自然として保全・再生を図るとともに、ツーリズムなどへの活用を進めることが重要です。

6　まちなみ・景観

①　歴史・文化的環境資源

●国史跡を中心に構成されている上中古墳群や名勝「三方五湖」、天然記念物「常神のソテツ」など数多くの文化財を有しています。

●また、熊川宿に代表される歴史的景観や町内に点在する農村集落景観など、豊かな景観を有しています。

＜指定文化財（史跡・名勝・天然記念物）＞

史跡	国指定	西塚古墳、上ノ塚古墳、中塚古墳、上船塚古墳、下船塚古墳
	県指定	十善の森古墳
	町指定	丸山古墳、松木長操処刑の地、城山古墳、御蔵屋敷跡、 大谷古墳、藤井岡古墳
名勝	国指定	三方五湖
	県指定	神子の桜
	町指定	水の森（瓜割の滝）、権現の滝、松木家庭園、天徳寺庭園、 福乗寺庭園、香川家庭園
天然記念物	国指定	常神のソテツ
	県指定	小川神社のカゴノキ、上村家のタブの木、 円成寺のみかえりのマツ
	町指定	楊貴妃桜（福乗寺）、クサマキ（安楽寺）、ボダイジュ（安楽寺）、 イチョウ（仏像彫込）（諦応寺）、ハリギリ（椙杜神社）、 ヒイラギ（新道）、信主神社のタブの木、ギンモクセイ（諦応寺）、 トガの木（椙杜神社）、キャラボクの木（小原）、 闇見神社のハリギリ、闇見神社のサカキ、 宇波西神社の大スギ、須磨家墓所のサカキ、 宝徳寺のイヌマキ、大倉見城跡のカゴノキ樹林、 八幡神社のカゴノキ、姫宮御前のタブノキ、シイ（井ノ口）

② 空き家

●本町の空き家は増加傾向にあり、2018（平成30）年の住宅・土地統計調査では、住宅の16.7%（890 戸）が空き家となっています。

●また、町が独自に把握している空き家件数も増加傾向が続いています。

●適切に維持管理が行われていない空家は、屋根や壁の落下や樹木の繁茂による通行妨害、不法投棄の助長など、隣接する建築物や周辺の生活環境に悪影響を及ぼすとともに荒廃などにより景観を損ねる可能性があります。

●本町では、若狭町空家等対策計画（第2期）に基づき、「若狭町空き家情報バンク」による情報発信や「若狭町空き家活用支援事業補助金」の設置などに取り組んでいます。

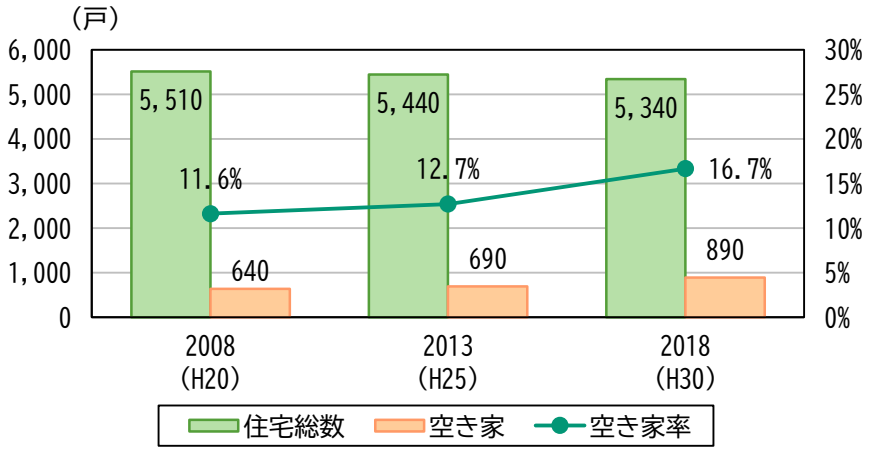

【空き家率の推移】

資料：住宅・土地統計調査

【空き家件数】

（件）

年度	R1	R2	R3	R4	R5
空き家件数	324	—	366	429	457

資料：若狭町

課　題

❖ 地域の歴史・文化の保全

●文化財や歴史的・文化的景観の保全を図るとともに、それら資源を活かした環境学習やエコツアーにも取り組む必要があります。

●適切な空き家・空き地の管理に関して、町民、事業者へ周知する必要があります。

7　循環型社会

①　廃棄物

●本町の2021（令和3）年度のごみ総排出量と1人1日当たりのごみ排出量は、それぞれ4,457t と 861gとなっており、2018（平成 30）年度をピークに緩やかな減少傾向が続いています。

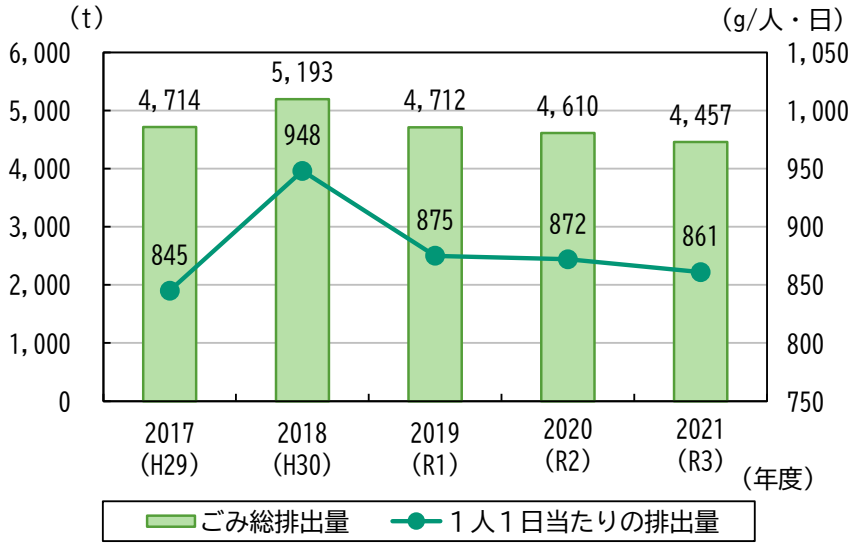

【ごみ総排出量の推移】

資料：一般廃棄物処理実態調査

②　バイオマス

●本町は、若狭町バイオマスタウン構想として、自然再生を意識した環境政策に取り組んでおり、特に水脈の源となる森林の再生に力を入れています。取組を通じて、町民の環境意識を高めていくとともに環境保全の基礎づくりを進めています。

●町内のごみ処理施設エコクル美方では、畜産の排泄物や剪定枝などから堆肥を製造しています。

●民間企業と連携し、回収した廃食油を飛行機の燃料として活用する取組を今後進めていきます。

③ 上下水道

●本町の上水道は、上中地域では天増川の表流水と、野木水源（地下水）を水源にほぼ全域に供給しています。なお、地下水、河内川ダムなどの水源活用を検討しています。三方地域では、表流水、湧き水、地下水などを水源とし、11地区の水道施設から各地区に水道水を供給しています。

●本町の下水道は、健康で快適な生活環境の確保および河川などの公共用水域の保全を目的とし、特定環境保全公共下水道事業4地区、農業集落排水事業8地区、漁業集落排水事業4地区で運営しています。

●そのうち、三方五湖に放流している三方地区、三十三地区、田井地区については、福井県が『水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき定める条例』（三方五湖水域に係る上乗せ排水基準※）で、BOD、COD、SS の許容限度を定めています。

●上記の地域の処理場では、BOD，COD、SS、さらに窒素、リンを除去するために、通常の一次・二次処理に続き、三次処理（高度処理）を行い、県の定める環境基準を遵守しています。

●しかし、将来的に人口減少による使用料収入の減少および施設の老朽化による維持管理費の増大などの課題が見込まれることから、2021（令和3）年度に若狭町上下水道ビジョンを策定し、処理区統合を進め施設数を減らすことにより、効率的に施設更新を進めることとしました。

●2024（令和6）年度までに、はす川西地区の処理区と三方東部地区の処理区の統合が完了しており、引き続き各処理区の統合を進め、将来にわたり持続的な「安全で安心な上下水道（若狭町上下水道理念）」の実現を目指し、取り組んでいます。

※三方五湖水域に係る上乗せ排水基準

	公共下水道事業	農業集落排水事業
BOD（生物化学的酸素要求量）	日間平均 20mg/L （120mg/L）	日間平均 30mg/L （120mg/L）
COD （化学的酸素要求量）	日間平均 20mg/L （120mg/L）	日間平均 30mg/L （120mg/L）
SS （浮遊物質量）	日間平均 70mg/L （150mg/L）	日間平均 70mg/L （150mg/L）
T-N （窒素含有量）	日間平均 10mg/L （60mg/L）	日間平均 10mg/L （60mg/L）
T-P （リン含有量）	日間平均 0.5mg/L （8mg/L）	日間平均　1mg/L （8mg/L）

（　）内の数値は、国が定める水質汚濁防止法の排水基準を示す。

BOD：生物化学的酸素要求量（水中の有機物の代表的な汚染指標）河川を対象に水質汚濁を示す代表的な指標で、溶存酸素（DO〔dissolved oxygen〕）が充分に存在する状態で、水中の微生物が増殖呼吸作用によって消費する酸素を指す。河川の汚染度が進むほど、この値は高くなる。

COD：水中の有機物等を酸化剤（過マンガン酸カリウム）で酸化するときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したもので、湖沼を対象に水質汚濁を示す代表的な指標。

SS（浮遊物質量）：水中に浮遊している直径 2mm 以下の不溶解性の粒子物質のことで、この SS が多いと、水の濁りや太陽光線の透過を妨たり、ひどい場合は魚類のえらを塞ぎ、窒息死させることもある。

課　題

❖ 廃棄物の減量

●本町のごみ排出量は緩やかに減少していますが、循環型社会の形成に向けて、ごみの発生・排出抑制やリサイクルなどの更なる普及啓発を図る必要があります。

❖ 資源循環の推進

●下水処理施設の老朽化などを踏まえた、適正な下水道事業の運営と水源の保全を図る必要があります。

●本町の豊かな自然環境を保全するため、バイオマスの有効活用を図る必要があります。

「すてる油で空を飛ぼう」プロジェクト

本町は、日本航空株式会社（JAL）、協同組合三方ショッピングセンター（レピア）と連携し、家庭で発生する廃食油を原料とした持続可能な航空燃料（SAF）の製造に関するプロジェクト「すてる油で空を飛ぼう」に参加しており、2024（令和6）年12月21日より、レピア内で廃食油の回収を始めました。

廃食油の回収及び活用は、脱炭素に貢献するとともに、ごみの減量や下水道設備の劣化・損傷低減効果も期待される取組です。

みなさまのご協力をお願いいたします。

8　アンケート調査結果

① 調査の概要

実施時期	2024(令和6)年8月9日(金)～9月9日(月)	
調査方法	16歳以上の町民の中から 無作為抽出で選ばれた 1,000 人に郵送	
回収率	579件(57. 9%)	郵送回答:　452件
		WEB 回答:　127 件

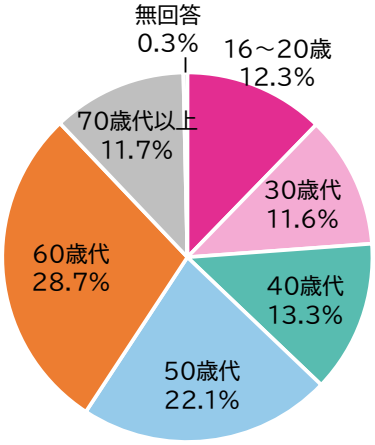

【年齢】

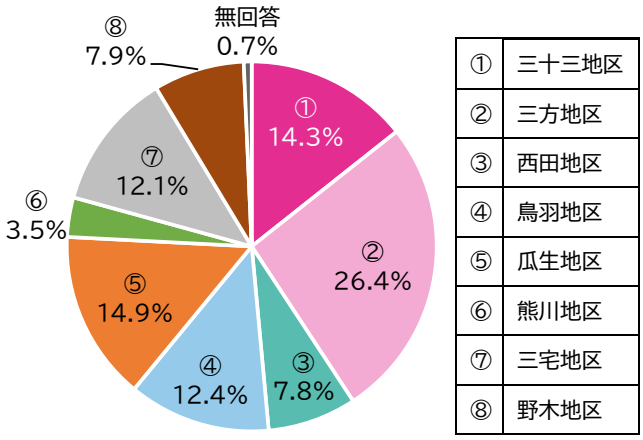

①	三十三地区
②	三方地区
③	西田地区
④	鳥羽地区
⑤	瓜生地区
⑥	熊川地区
⑦	三宅地区
⑧	野木地区

【お住まいの地区】

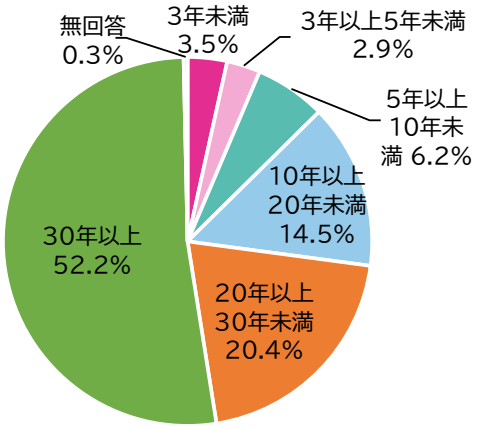

【居住年数】

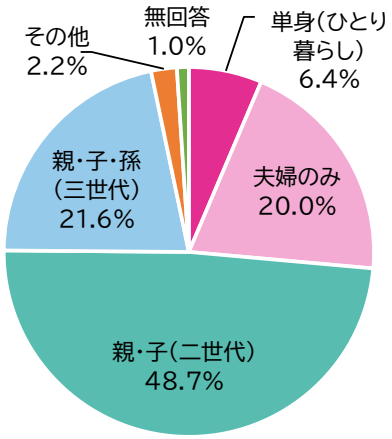

【世帯構成】

② 身近な地域の環境について

●「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた割合が高い項目は、「①まちが静かできれいだ（車の騒音・排気ガス、星空の見え方など）」と「②道路がきれいだ（ごみの散乱、においなど）」、「⑪自然の眺めやまちなみが美しい」で、回答者の7割以上を占めています。

●「ややそう思わない」と「思わない」を合わせた割合が高い項目は、「⑦公共の広場、公園が充実している」と「⑧山が管理されている」で、回答者の約4割を占めています。

●また、「⑬環境の状況や施策に関する情報を目にする機会がある」については、「そう思う」の割合が13項目のうち一番低くなっています。

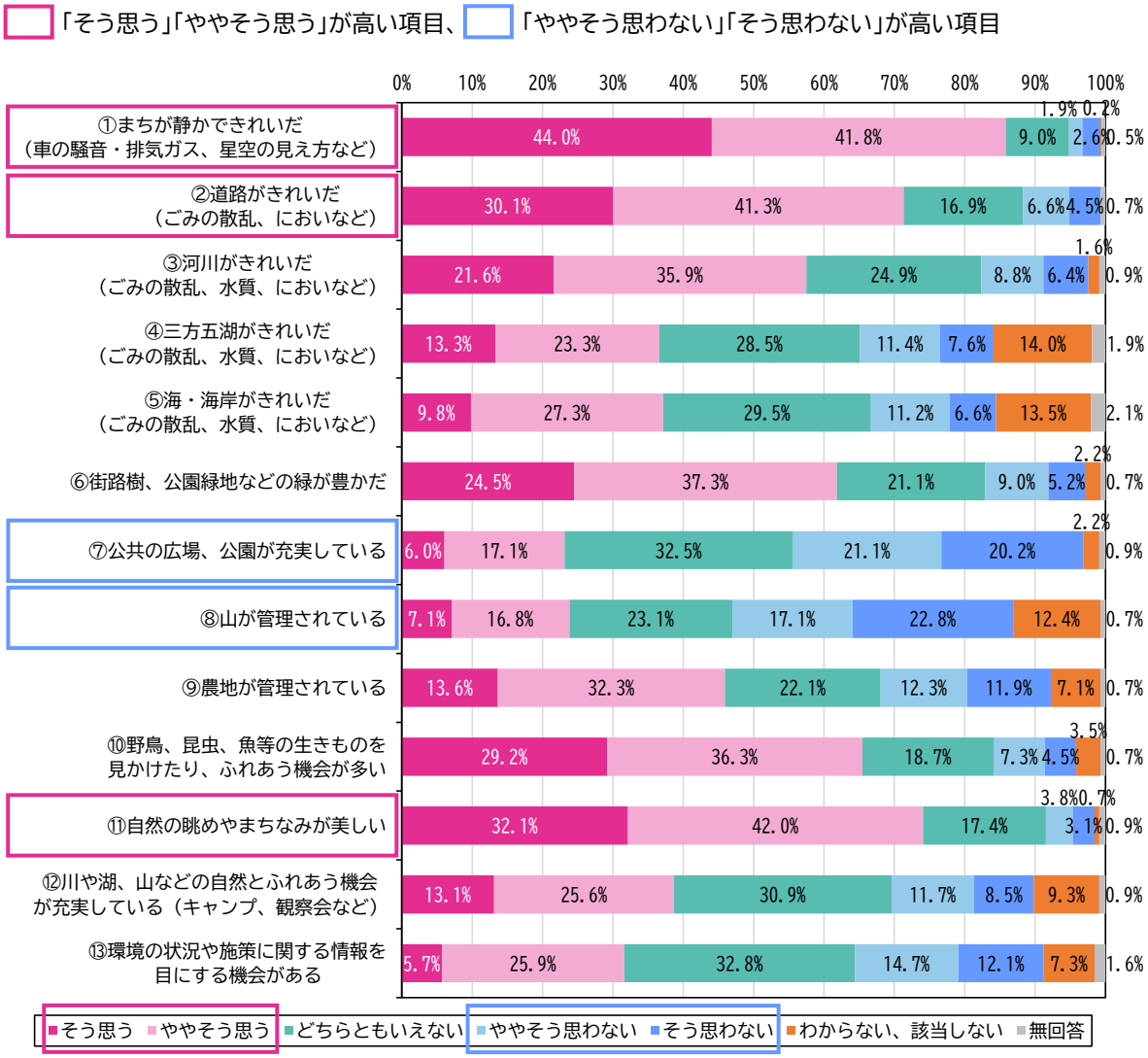

③ 日ごろの行動について

●「常に取り組んでいる」と「時々取り組んでいる」を合わせた割合が高い行動は、「冷暖房の使用は設定温度や運転時間に配慮している」と「マイボトル、マイバッグを活用している」、「食材は必要な分だけ購入し、食べ残し、未使用の食品の廃棄など食品ロスの発生を抑えるよう心がけている」、「水道を使う際には、節水を心がけている」で、回答者の8割以上を占めています。

●一方で、「常に取り組んでいる」と「時々取り組んでいる」を合わせた割合が低い行動は、「遠くに出かける際は、できるだけ公共交通機関を利用している」と「生ごみ処理機や堆肥化容器などを使って、生ごみを減量化している」で、回答者の3割未満となっています。

「常に取り組んでいる」「時々取り組んでいる」が□高い項目⇔□低い項目

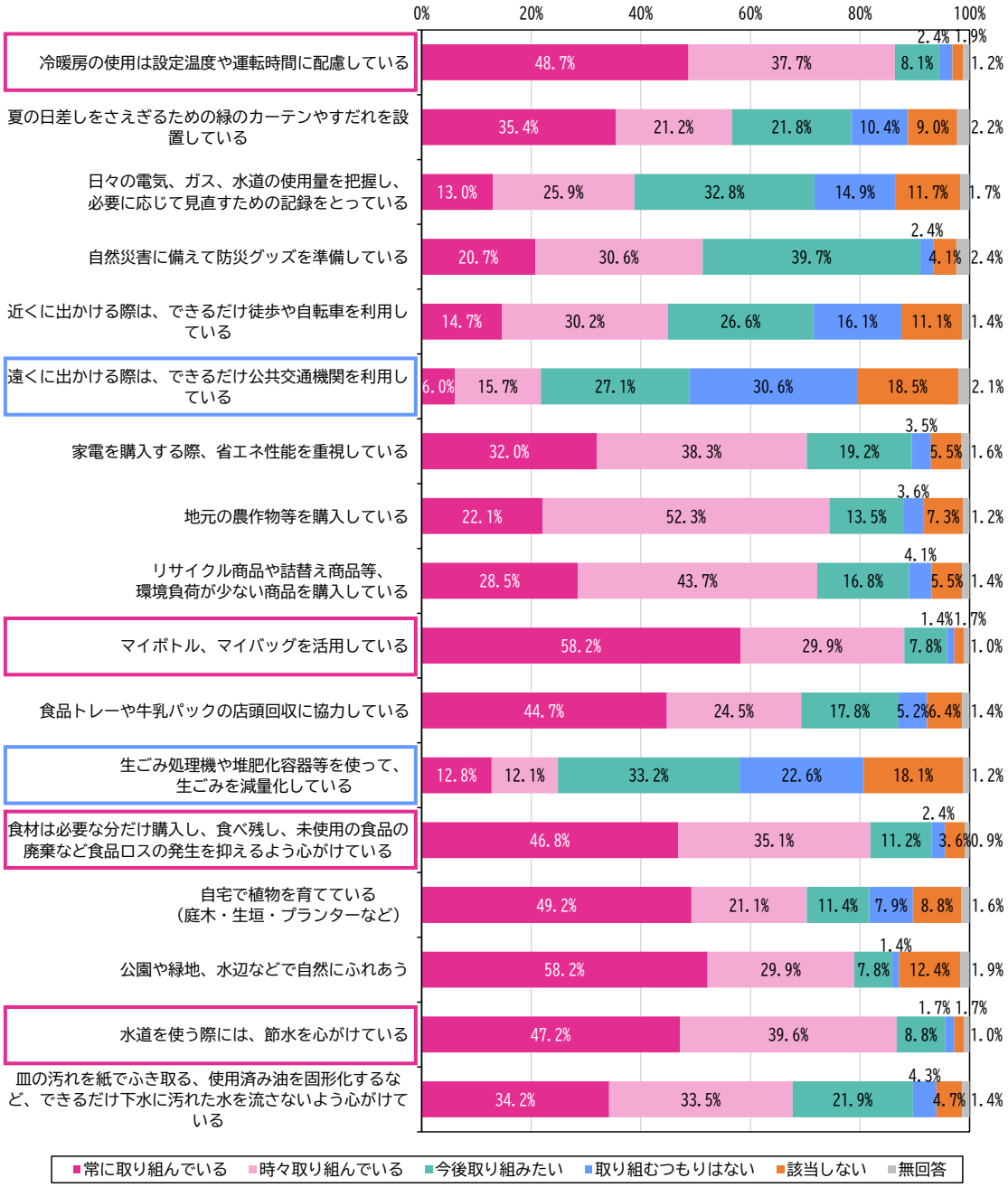

④ 環境保全活動への参加状況

●環境保全活動への参加状況は、「参加したことがある」が 31.8%と最も高く、次いで今後参加するかどうか「わからない」が 29.5%となっています。

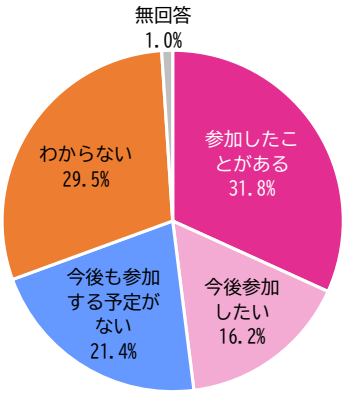

⑤ 環境に関する用語の認知度

●「SDGs」と「再生可能エネルギー」は、回答者の約5割が「内容まで知っている」と回答しています。

●「デコ活」※は、回答者の約6割が「聞いたことがない」と回答しています。

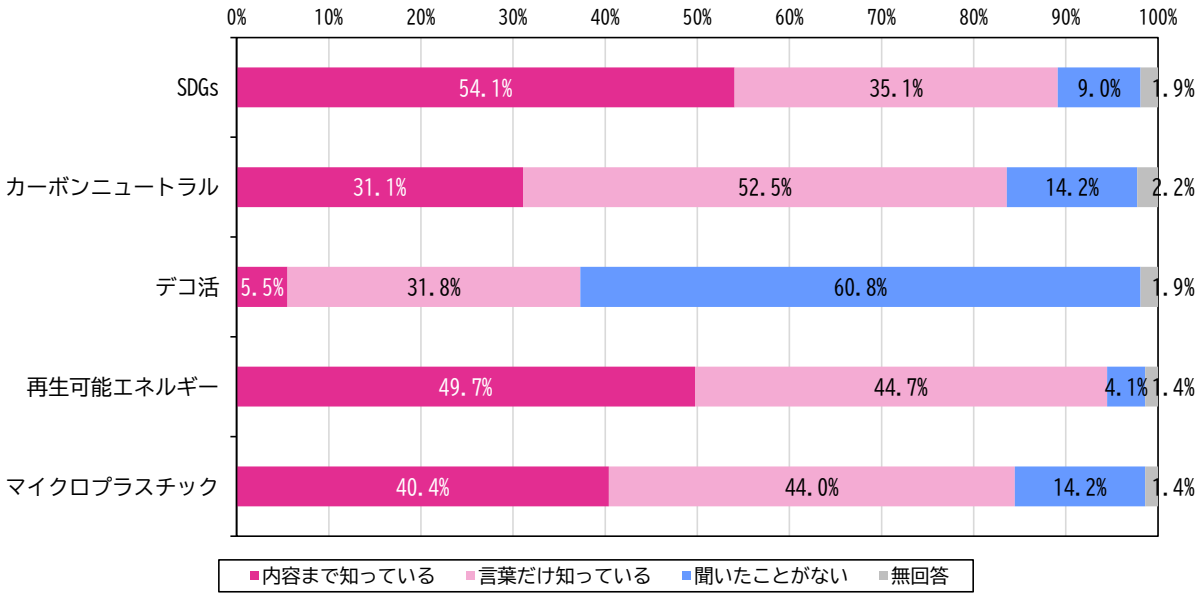

課　題

❖ 環境に関する関心の向上

●「静かできれいなまち」など地域の良いところを継承するとともに、より良い地域環境の形成に向けた取組に継続して取り組む必要があります。

●環境保全の取組を継続・拡大していくため、地域環境や環境問題についての分かりやすい情報発信や学習機会の創出に取り組む必要があります。

※デコ活の詳細については68ページに掲載。

9　前計画の評価

■事業の実施状況

前計画に記載されている具体的施策の進捗状況を把握するため、環境に関連する各課を対象に、事業の実施状況についてヒアリングを実施しました。

前計画策定後に実施した、町の環境に関する事業を具体的施策ごとに整理した結果、「資源循環」「景観保全」「地産地消の推進」に関する取組が進んでいる一方で、「省エネルギーの推進」「環境配慮型林業」などに関する取組が不十分となっています。

基本方針	具体的施策	施策数	実施事業数
1. 生活環境・景観	(1) 資源循環(ごみ対策)	7	12
	(2) 交通	4	4
	(3) 景観保全	7	10
2. 水環境保全	(1) 水質の改善・保全	4	3
	(2) 動植物が生息しやすい河川、湖の再生・保全	5	3
	(3) 水環境保全のための山林整備・管理、農林漁業の推進	4	3
	(4) 排水対策の推進	4	4
	(5) 水資源利用の推進	5	4
3. 地球環境・エネルギー	(1) 自然エネルギー利用の推進	8	7
	(2) 省エネルギーの推進	6	3
	(3) その他の取組	2	1
4. 環境配慮型農林業	(1) 地産地消の推進	3	6
	(2) 環境配慮型農業の推進	5	4
	(3) 環境配慮型林業の推進	4	2
	(4) 環境配慮型漁業の推進	3	3
	(5) その他の取組	1	0
5. 参加・協働・教育ほか	(1) 環境教育の推進	3	3
	(2) 参加・協働・環境まちづくり	14	12
重点プロジェクト	(1) 地球資源循環プロジェクト	3	2
	(2) 水環境・動植物プロジェクト	3	3
	(3) 自然エネルギー地域協働発電所設置プロジェクト	2	1
	(4) 地域ぐるみエコツアー推進プロジェクト	1	1

※表中の事業数について、複数の具体的施策などに該当する事業については、重複して実績を掲載している。

■数値目標の達成状況

前計画の具体的目標に設定していた数値目標についてみると、河川やまちのきれいさに関する満足度（アンケート調査）は目標を達成しています。また、目標を達成できなかった項目についても、多くの項目で基準年度より良好な値となっています。

なお、前計画の目標年度は 2018（平成 30）年度ですが、把握できる最新年度の実績を評価しています。

凡例　◎：目標達成、　○：未達成（基準年度より良好な値で推移）、
△：未達成（基準年度から横ばい）、×：未達成（基準年度より値が悪化）

具体的目標		単位	基準 H20	目標 H30	実績（年度）	達成状況
1. 住民の環境に対する意識（アンケート調査における各項目の満足度）	河川	%	14.3	50	57.5（R6）	◎
	三方五湖	%	7.2	50	36.6（R6）	○
	鳥獣害	%	4.5	50	—	—
	森林里山	%	5.3	50	23.8（R6）	○
	名水	%	33.3	50	—	—
	不法投棄	%	11.5	50	85.8（R6）	◎
	環境行政	%	18.3	50	31.6（R6）	○
2. 一人あたりのごみ排出量（一般廃棄物処理実態調査結果における生活系ごみの年間搬入量/計画人口）		kg/人	224（H17）	205	240（R5）	×
3. 不法投棄の確認件数（不法投棄の確認された集落数）		件	4	0	2（R5）	○
4. 三方五湖、河川の水質（福井県環境白書記載の三方五湖5地点において COD が環境基準値を超過している地点数）		件	2（H19）	0	3（R5）	×

※（－）は、目標値が未設定又は実績の把握が困難なため、達成状況を評価できないことを示す。

凡例　◎：目標達成、　○：未達成（基準年度より良好な値で推移）、
△：未達成（基準年度から横ばい）、×：未達成（基準年度より値が悪化）

具体的目標		単位	基準 H20	目標 H30	実績（年度）	達成状況
5. 貴重な動植物の生息状況	三方湖のハス（コイ科）	―	未確認	生息確認	未確認	△
	ヒトモトススキ	―	―	未設定	不明	―
6. 鳥獣害被害額（農業共済届出から、水稲、麦類、果樹）		万円	788.5（H19）	552	570（R5）	○
7. 二酸化炭素排出量削減		千 t-CO_2	―	未設定	166.2（R3）	―
8. 一般家庭への太陽光発電導入割合（10kw 未満の太陽光発電設備導入件数/国勢調査結果の世帯数）		%	0.7	7	5.1（R4）	○
9. ペレットストーブ、薪ストーブの導入割合		%	0.5	5	0.85（H28）	○
10. 環境にやさしい農業実践者数（福井県認定エコファーマー数）		件	42	100	―	―
11. エコツアーなどによる若狭町への来訪者数		人	―	5,000	317（R4）	―
12. 環境活動への参加状況（アンケート調査における環境保全活動への参加割合）		%	59	75	31.8（R6）	×

※（－）は、目標値が未設定又は実績の把握が困難なため、達成状況を評価できないことを示す。

第３章　目指すべき１０年後の姿と行動方針

１　若狭町の１０年後の姿

本計画では、若狭町の10年後を次のように思い描き、その姿を目指すための行動方針を定めます。

自然と人が共生する
サスティナブルなまち若狭町

若狭町は、豊かな水と緑に囲まれている地域であり、その恩恵を持続的に利用できるよう工夫しながら、人の生活が営まれてきました。

しかし、近年では生活様式の変化などから、地球温暖化や生物多様性の損失、海洋プラスチックごみや食品ロスなどの環境問題が発生し、三方五湖をはじめとする自然環境などに深刻な負荷がかかるようになってきました。

そのような現状を町民一人一人が認識し、日常生活における環境リスクの負荷低減や限りある資源の有効利用など、環境にやさしくサスティナブル（持続可能）な社会を創る努力をすることで、自然と人が共生しながら、将来も快適に住み続けられる若狭町の実現を図ります。

2　行動方針

本町が目指すべき環境像及び10年後の姿を実現するため、計画の柱となる5つの行動方針を設定し、取組を推進します。

なお、「行動方針1　将来も住み続けられる若狭町へ　脱炭素社会の実現」については、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定する「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置づけます。

行動方針1

将来も快適に住み続けられる若狭町へ　**脱炭素社会の実現**

※地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を兼ねる

行動方針2

安心安全な暮らしを守る　**良好な生活環境の創造**

行動方針3

豊かな自然を未来に伝える　**自然共生社会の形成**

行動方針4

限りある資源を大切にする　**循環型社会の構築**

行動方針5

環境にやさしく持続可能な社会を創る　**環境意識の醸成**

3　施策の体系

本計画の施策の体系を以下のように定めます。

目指すべき環境像

太古より水、緑と歩むまち　―若狭町―

若狭町の10年後の姿

自然と人が共生する　サスティナブルなまち若狭町

5つの行動方針	17の行動目標	基本施策	関連するSDGs
行動方針1 脱炭素社会の実現	1 再生可能エネルギーの導入促進	① 太陽光発電等の導入促進　② 再生可能エネルギーの導入検討	
	2 省エネルギーの推進	① 建築物の省エネルギー化　② エコカーの導入・普及　③ 省エネ設備・機器の導入促進 ④ エネルギー管理の推進　⑤ デコ活の普及	
	3 森林等の吸収源対策	① 森林等の保全　② 森林資源の利活用	
	4 気候変動への適応	① 暮らしの適応　② 農作物の適応　③ 災害への備え	
行動方針2 良好な生活環境の創造	5 公害の未然防止	① 騒音・振動・悪臭等への対策　② 大気汚染の防止　③ 水質の改善・保全 ④ 公害の未然防止に向けた指導・啓発	
	6 漂着ごみ・不法投棄への対策	① 海岸漂着ごみへの対応　② 不法投棄への対策	
	7 環境美化の推進	① ポイ捨ての防止　② まちの美化・緑化　③ 河川、湖、海の美化	
行動方針3 自然共生社会の形成	8 生物多様性の保全	① 生息地の保全・再生　② 生物の生息・生育状況の把握　③ 外来生物・野生鳥獣への対策	
	9 三方五湖の再生	① 三方五湖の保全・再生　② 湖と里のつながりの再生　③ 三方五湖の活用と地域再生	
	10 身近な緑の保全と創出	① 里山の保全　② まちなみ・景観の保全　③ 公園・緑地の整備・維持管理	
	11 環境に配慮した農林水産業の推進	① 地産地消の推進　② 環境配慮型農業の推進　③ 環境配慮型林業の推進 ④ 漁業の持続的活動支援	
行動方針4 循環型社会の構築	12 ごみの分別・減量の推進	① 分別の徹底　② 減量・発生抑制の推進　③ 再利用の推進	
	13 資源の循環利用の推進	① リサイクルの推進　② 森林資源の有効活用　③ 建設発生土の活用推進	
	14 水循環の推進	① 安全安心な上下水道の提供　② 水資源の有効活用	
行動方針5 環境意識の醸成	15 環境にやさしい人づくり	① 学校での環境教育の充実　② 地域における環境学習の充実　③ エコツーリズムの推進 ④ 環境保全活動の支援	
	16 環境にやさしいまちづくり	① 歩行、自転車による移動の促進　② 公共交通の利用促進　③ 空き家・空き地の活用 ④ デコ活の普及（再掲）　⑤ モデル地区の整備 ⑥ 地域通貨等を活用した環境保全活動の推進　⑦ 様々な主体との連携	
	17 環境に関する情報発信	① 環境情報の収集・発信　② イベントの開催、PR	

間接的に貢献するSDGs

※行動方針5は、1～4に係る方針となっています

第４章　行動計画

本町の目指すべき環境像を実現するため、町（行政）が進めるべき施策や数値目標、各主体が取り組むべき具体的な取組例などを示します。

なお、「行動方針1　将来も住み続けられる若狭町へ　脱炭素社会の実現」については、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定する「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置づけます。

■行動計画の構成

行動方針１

- **基本的事項**
  地球温暖化対策実行計画（区域施策編）としての基本的事項（計画期間や算定対象など）を整理する。
- **基本施策**
  町が進めるべき施策を整理する。
- **数値目標**
  進捗状況を把握・評価するための指標を整理する。
- **具体的な取組**
  町民・事業者・町（行政）の各主体が取り組むべき具体的な取組例を整理する。
- **温室効果ガス削減目標の設定**
  温室効果ガス排出量の削減目標を設定する。
  なお、この削減目標は、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標値として位置づける。

行動方針２

行動方針３

行動方針４

行動方針５

- **基本施策**
  町が進めるべき施策を整理する。
- **数値目標**
  進捗状況を把握・評価するための指標を整理する。
- **具体的な取組**
  町民・事業者・町（行政）の各主体が取り組むべき具体的な取組例を整理する。

行動方針１　将来も快適に住み続けられる若狭町へ　脱炭素社会の実現

気候変動の原因となっている温室効果ガスを削減するとともに、森林等の温室効果ガス吸収源の保全及び活用を推進し、脱炭素社会の実現を目指します。

関連するSDGs

■基本的事項

計画の期間

計画の期間は、環境基本計画と整合を図り、2025（令和7）年度から 2034（令和16）年度の10年とします。

基準年度及び目標年度

基準年度及び目標年度は、国の地球温暖化対策実行計画と整合を図り、以下の通り設定します。

基準年度		2013（平成 25）年度
目標年度	短期	2030（令和 12）年度
	長期	2050（令和 32）年度

算定対象

本計画で対象とする温室効果ガスと部門は、以下の通りです。

温室効果ガス	
二酸化炭素	CO_2
メタン	CH_4
一酸化二窒素	N_2O

対象部門	概　要
産業部門	第 1・2 次産業（農林業、鉱業、建設業、製造業）
業務その他部門	第 3 次産業、地方公共団体
家庭部門	家庭生活に関すること
運輸部門	各部門の移動に関すること（バス、タクシーなどを含む自動車全般、鉄道）
廃棄物部門	各部門の廃棄物処理に関すること

算定方法

温室効果ガスの算定は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（2024（令和6）年4月、環境省）に基づき行います。

■基本施策

行動目標1　再生可能エネルギーの導入促進

基本施策	施策概要
太陽光発電等の導入促進	太陽光発電や蓄電池設備の導入を促進し、温室効果ガスの排出量の削減を図ります。
再生可能エネルギーの導入検討	更なる温室効果ガスの排出削減に向けて、再生可能エネルギーの導入可能性を調査し、調査結果を踏まえ、導入を検討します。

行動目標2　省エネルギーの推進

基本施策	施策概要
建築物の省エネルギー化	公共施設の新築、改築の際はＺＥＢ（ゼブ）を検討します。また、ＺＥＨ（ゼッチ）やＺＥＢ（ゼブ）、省エネ住宅に関する情報を発信し、住宅や建物の省エネルギー化を図ります。
エコカーの導入・普及	ＥＶ車や大気汚染物質の排出量が少なく、燃費性能が高いエコカーの導入を推進します。
省エネ設備・機器の導入促進	省エネ性能の高い設備・機器の導入を促進し、温室効果ガスの排出量の抑制を図ります。
エネルギー管理の推進	ＥＭＳ（エネルギーマネジメントシステム）や省エネルギー診断などのエネルギー管理を推進します。
デコ活の普及	「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）」の普及を図ります。

行動目標3　森林等の吸収源対策

基本施策	施策概要
森林等の保全	CO_2吸収源として、間伐の実施や主伐後の再造林など、森林の適切な維持管理を図るとともに、藻場などブルーカーボン生態系の保全に努めます。
森林資源の利活用	建材や燃料などとして木材利用を促進します。

行動目標4　気候変動への適応

基本施策	施策概要
暮らしの適応	熱中症対策や緑化など暮らしやすい環境づくりの普及啓発を図ります。
農産物の適応	適応品種の導入、作付け時期の調整によって、高温などの影響を軽減する取組を推進します。
災害への備え	災害リスクを考慮したまちづくりやグリーンインフラの活用、避難体制の強化などにより防災・減災を図ります。 気候変動による洪水リスクを軽減させるため、流域治水対策の一環として、田んぼダムを推進します。

■数値目標

項目	単位	現状	目標
温室効果ガス排出量※	千 t-CO_2	基準：191.8(H25) 現状：166.2(R3)	97.8（R12） 78.3（R16）
太陽光発電システムの導入割合（アンケート）	%	7.6（R6）	25（R16）
再生可能エネルギーの導入量	kW	2,572（R4）	3,434（R12） 3,964（R16）
太陽光発電設備の設置施設数（公共施設）	施設	5（R3）	7（R16）
公用車へのＥＶ車導入台数	台	0（R3）	15（R16）

※温室効果ガス削減目標の設定は次頁に掲載。

■具体的な取組

住民

- 日常生活においてデコ活に取り組みましょう。
- 家電などを購入・買い替える時は、省エネ型や高効率型を選択しましょう。
- 住宅を購入・建て替える時は、ZEH（ゼッチ）を検討しましょう。
- 太陽光発電設備や蓄電池の導入に努めましょう。
- おでかけの際は、公共交通機関や自転車などの利用を検討しましょう。
- 避難場所・避難ルートの確認や防災グッズの準備など、日頃から防災の意識を持ちましょう。

事業者

- デコ活につながる製品やサービスの提供に努めましょう。
- 設備などを購入・買い替える時は、省エネ型や高効率型を選択しましょう。
- 建物を購入・建て替える時は、ZEB（ゼブ）を検討しましょう。
- 「省エネ診断」などを実施し、エネルギーの効率的な利用に努めましょう。
- 太陽光発電設備や蓄電池の導入に努めましょう。
- 事業活動において、公共交通機関の利用を検討しましょう。

行政

- 省エネ行動をはじめとするデコ活に関する情報を分かりやすく発信します。
- 太陽光発電設備や蓄電池の導入に向けた支援を進めます。
- 公共施設においてエネルギー使用量の把握や管理、LED 照明の導入など率先した対策を行い、エネルギーの効率的な利用と削減を図ります。
- 気候変動に関する対策を進めるとともに、情報を発信します。

■温室効果ガス削減目標の設定

本町の温室効果ガス削減目標は、国の「地球温暖化対策計画（基準年度比46％削減）」や県の「環境基本計画（基準年度比49％削減）」に基づく温室効果ガス排出削減のための取組が積極的に実施されることを踏まえ、以下のとおり設定します。

また、長期的な目標として、国や県の「2050（令和32）年の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすること（カーボンニュートラル）を目指す」目標と整合を図り、本町においても2050（令和32）年の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指します。

なお、再生可能エネルギーの導入は、安全性の確保や適正な立地を前提として、自然環境への配慮や地域住民の理解を得て進めることが重要です。本町では、これまでの再生可能エネルギーの導入実績を踏まえ、太陽光発電などの導入拡大を図ります。風力発電などそのほかの再生可能エネルギーについては、地域との共生を前提に、導入可能性調査結果や地域住民との話し合い結果などを踏まえ、導入検討を進めます。

2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を
基準年度 2013（平成25）年度比**49**％削減

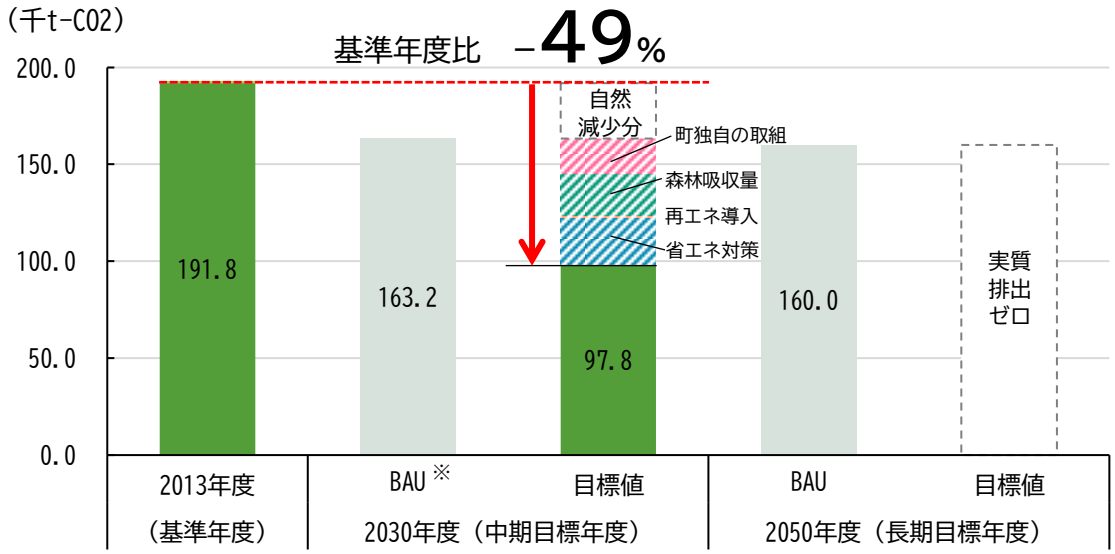

【温室効果ガス削減目標】

※ BAU排出量：「Business As Usual」の略称。今後、追加的な対策をしないと仮定し、そのままの状態で推移した場合の温室効果ガス排出量。

再生可能エネルギーの導入に向けて

世界的な目標「パリ協定（世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃未満に抑えるとともに、1.5℃まで抑える努力を追求する）」やカーボンニュートラルを実現するには徹底した省エネ対策と積極的な再エネの導入が重要と言われています。

国内における太陽光発電や風力発電の導入量は着実に増えていますが、それにあわせて騒音や自然環境破壊など地域トラブルも増加しています。

【再エネ導入をめぐる地域トラブルの発生状況】

	導入量［GW］ 2012.6.→2021.9 ＋未稼働（稼働率）	調査対象時期 （新聞記事検索）	紛争発生※ 事業数
風力 （7.5MW以上）	2.6→4.6 +11.3（29%）	2022年12月まで （直近5年間）	148 （72）
太陽光	5.6→63.1 +17.8（78%）	2022年12月まで （直近5年間）	89 （51）
バイオマス	2.3→4.5 +5.0（47%）	2017年4月まで	8

※紛争発生：反対団体の活動がメディアで報道される状況。
主に ELNET データベースによる新聞記事検索「風力発電 反対」などで検索。

こうしたトラブルをなくすには、事前に①地域住民との十分な話し合いを前提とした合意形成が図られている、②安全性が確保され自然環境・生活環境への適正な配慮が行われている、③町民・事業者・行政の連携が十分に図られたうえで、地域活性化や防災機能の強化など地域に貢献する「地域共生型の再エネ導入」を進めていくことが重要です。

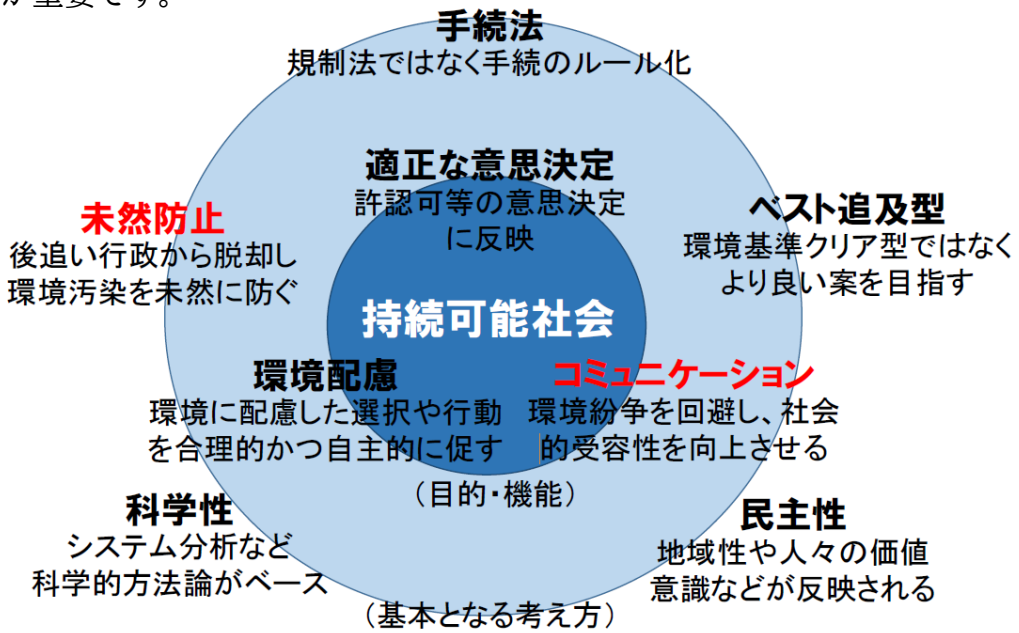

【地域共生型の再エネ導入に向けた環境アセスメントの要件】

資料：「再生可能エネルギー導入による地域課題とその対応」
（東京科学大学 環境・社会理工学院 錦澤准教授）提供資料より抜粋

公共施設における太陽光発電設備の設置状況

温室効果ガス排出削減に向けて、本町の庁舎や小中学校など、一部の公共施設に太陽光発電設備を設置しています。なお、若狭町役場三方庁舎では率先した取組として太陽光パネルを壁面に設置しています。

施設名	設置年	出力（kW）	年間発電量（kWh/年）	蓄電池	売電	自家消費	設置場所
若狭町給食センター	H18	20.0	4,706（R5）	無	有	不明	施設敷地
若狭町立三方中学校	H21	13.0	234（R5）	無	有	不明	自転車小屋屋根
若狭町立熊川小学校	H22	10.0	0（R5）	無	有	不明	体育館屋根
若狭町役場三方庁舎	H23	8.1	5,128（R5）	無	無	有	２階壁面
パレア若狭	H27	10.08	11,271（年平均）	有	無	有	福祉保健棟屋上

ZEH（ゼッチ）について

ZEH とは、net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略語で、住宅の高断熱化、高効率設備による省エネルギーで消費エネルギーを減らすとともに、太陽光パネルなどでエネルギーを創ることで、年間の住宅のエネルギー消費量が概ねゼロ以下になることを目指した住宅のことを言います。

ZEH は、省エネや太陽光発電によって、光熱費を下げることができる点はもちろん、蓄電システムを備えれば、停電した時にも電気を供給できるなど、災害に強い家としても力を発揮できます。さらに、温度差のある部屋の間を移動した時に起こりやすいヒートショックのリスクが低減されるなど、住宅の高断熱化によって快適になるだけでなく、健康面のメリットも期待できます。

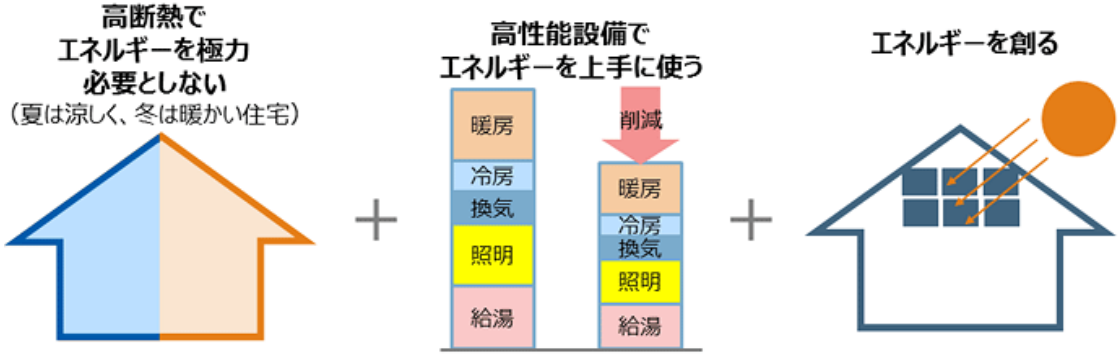

【ZEHのしくみ】

資料：環境省

行動方針２　安心安全な暮らしを守る　良好な生活環境の創造

日常生活や事業活動による環境リスクを認識し、誰もが健康で快適に暮らすことができる良好な生活環境の創造を図ります。

関連するSDGs

■基本施策

行動目標５　公害の未然防止

基本施策	施策概要
騒音・振動・悪臭等への対策	日頃から公害の発生防止と発生時の適切な対処に努めます。
大気汚染の防止	大気の汚染状況を常時監視し、その結果を公表します。 また、自動車や工場からの有害物質の排出抑制、野焼きの防止などを呼びかけます。
水質の改善・保全	河川、湖、工業排水、地下水などにおいて定期的な水質検査を実施し、改善策に活用します。
公害の未然防止に向けた指導・啓発	開発行為について、事業者が環境への配慮や調査などを適切に実施しているか確認及び指導を行います。また、事業活動や開発で発生した残土などが環境に影響を及ぼさないよう適正処理を促します。

行動目標６　漂着ごみ・不法投棄への対策

基本施策	施策概要
海岸漂着ごみへの対応	地域住民や関係機関と連携し、漂着ごみの回収・適切な処分に努めます。 また、マイクロプラスチックによる海洋汚染について周知するとともに、プラスチック製品のリサイクルや代替品への切り替えを図ります。
不法投棄への対策	定期的なパトロールを実施するとともに、不法投棄の防止などを呼びかけます。

行動目標7　環境美化の推進

基本施策	施策概要
ポイ捨ての防止	啓発チラシの配布やイベント時のごみ出し指導などを実施し、ポイ捨て防止を図ります。
まちの美化・緑化	身近な地域の清掃・緑化活動を推進し、地域住民や団体の参加を促進します。
河川、湖、海の美化	地域住民や関係機関と連携し、定期的なパトロールや清掃活動を実施し、環境美化に努めます。

■数値目標

項目	単位	現状	目標
三方五湖及び河川の水質（COD及びBODが環境基準を超過している地点数※）	**地点**	**3（R4）**	**0（R16）**
海岸清掃活動の実施地区数	**地区**	**7（R6）**	**7（R16）**

※測定地点は、「水月湖北部」「水月湖南部」「菅湖」「三方湖西部」「三方湖東部」の計5地点
（福井県環境白書）

■具体的な取組

住民

- 公共交通機関など環境負荷の少ない交通手段の選択や自動車の適正使用、野焼きをしないなど、日常生活に伴う大気への負荷を減らしましょう。
- 生活排水の適正処理や下水道への接続、農薬などの適正使用により、河川や三方五湖の水質への負荷を減らしましょう。
- ポイ捨てや不法投棄を行わず、ごみは持ち帰りましょう。
- 行政や地域が行う美化活動に積極的に参加・協力しましょう。

事業者

- 騒音・振動・悪臭など、事業活動に伴う環境への負荷軽減に努めましょう。
- 排水基準をはじめとする大気環境・水質などに関する法令を守りましょう。
- 事業活動で発生したごみは、適切に処理しましょう。
- 行政や地域が行う美化活動に積極的に参加・協力しましょう。

行政

- 大気や水質など汚染状況を把握し、公害の未然防止に努めます。
- ポイ捨てや不法投棄の防止などを継続的に呼びかけます。
- 地域住民や関係機関と連携・協力し、河川や湖、海岸の定期的なパトロールや河川維持管理活動促進事業補助を活用した河川美化活動を進めます。

行動方針３　豊かな自然を未来に伝える　自然共生社会の形成

自然環境の保全に加え、生物多様性を含めた自然資本の回復（ネイチャーポジティブ）に貢献する取組を推進し、自然共生社会の形成を目指します。

関連するSDGs

■基本施策

行動目標８　生物多様性の保全

基本施策	施策概要
生息地の保全・再生	動植物が生育しやすい環境づくりを推進し、三方五湖と田んぼのつながりなど生態系ネットワークの形成を図ります。
生物の生息・生育状況の把握	三方五湖や河川などにおいて、動植物の生息状況などの把握に努めます。
外来生物・野生鳥獣への対策	外来生物や野生鳥獣への対策を推進し、在来生物の保全や農林水産物への被害防止に努めます。

行動目標９　三方五湖の再生

基本施策	施策概要
三方五湖の保全・再生	三方五湖や周辺流域において、多様な動植物を育む水辺環境の保全・再生を図ります。
湖と里のつながりの再生	生活排水や水田の濁り水、化学肥料・化学合成農薬等の流出による三方五湖等の水質影響を周知し、湖と里のつながりを意識した生活や環境配慮型農法の普及啓発を図ります。また併せてインフラ面での水質改善策についても検討を進めます。
三方五湖の活用と地域再生	三方五湖と地域の豊かさをともに守るため、三方五湖を活かした環境教育やエコツーリズムを推進します。

行動目標 10　身近な緑の保全と創出

基本施策	施策概要
里山の保全	集落や森林組合など多様な主体と連携し、里山の適切な管理を推進するとともに、身近な自然にふれあう機会の創出を図ります。
まちなみ・景観の保全	三方五湖や熊川宿、田園風景などをはじめとする多様なまちなみ・景観の保全を図ります。
公園・緑地の整備・維持管理	公園や緑地の適切な整備･維持管理を図ります。

行動目標 11　環境に配慮した農林水産業の推進

基本施策	施策概要
地産地消の推進	農林水産物などの地産地消を推進し、地域の自然環境の保全や環境負荷の低減を図ります。
環境配慮型農業の推進	生態系や自然環境を守るため、農薬や肥料の適正利用など環境にやさしい農業を推進します。
環境配慮型林業の推進	林道整備など林業環境の改善・整備に取り組むとともに、森林の保全や地元木材の活用を推進します。
漁業の持続的活動支援	水産資源の保護と漁業環境の保護改善に努め、伝統的漁法の継承と漁業の活性化を図ります。

■数値目標

項目	単位	現状	目標
環境保全型農業取組数および面積	経営体	18（R6）	25（R16）
	ha	106（R6）	148（R16）
森林経営計画認定の森林面積	ha	350（R3）	1,000（R16）※
漁業経営体数	経営体	122（R3）	122（R16）※

※総合計画 KPI からの推計

三方五湖と私たちの暮らしのつながり

私たちの暮らしは、森・川・里・湖と深いつながりを持っています。森の土壌に含まれる多様な栄養塩類は雨によって川に流れ込み、水田に運ばれ稲を育みます。また、豊富な栄養を含んだ川の水は三方五湖へと流れ込み、多様な生きものを育んでいます。私たちはこうした自然のつながりから育まれた「恵み」を分けてもらい暮らしています。

しかし、過剰な塩類を含んだ生活・工場排水や化学肥料・化学合成農薬等を含んだ農業排水が河川や地下水に流れ込み続けると、三方五湖の富栄養化が進み、水質や生態系の悪化につながります。

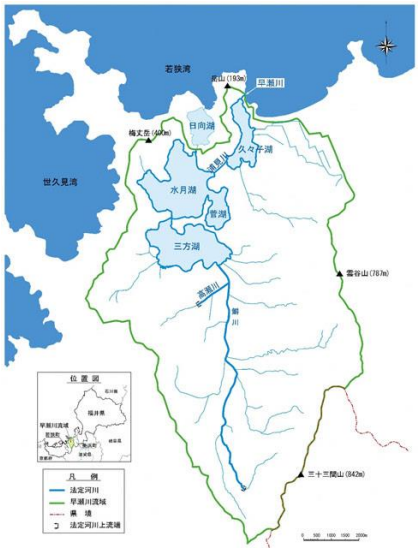

【三方五湖（はす川流域）】
出典：気候変動適応情報プラットフォーム HP、福井県河川課作成

私たちの生活が三方五湖をはじめとする自然環境に影響を与えることを認識し、地域の自然に配慮した暮らし方や環境保全活動に取り組みましょう。

■具体的な取組

住民

- ●美化活動や外来生物の防除など環境保全活動、バードウォッチング、田んぼの生き物調査など自然に親しむ活動に積極的に参加しましょう。
- ●外来生物や生物多様性について、正しい知識を持ちましょう。
- ●農薬・肥料の適正利用や環境配慮型農業により、河川・三方五湖の水質保全や生物保全に繋げましょう。
- ●保有する山林や農地は、間伐や植林、耕作などを行い、適切に管理しましょう。

事業者

- ●地域の自然環境や動植物に配慮した事業活動・開発を行いましょう。
- ●環境保全活動に積極的に参加・協力しましょう。
- ●地域の自然を活かした環境教育やエコツーリズムに関わる取組に参加・協力しましょう。
- ●地元農林水産物を使った製品やサービスの提供に努めましょう。

行政

- ●事業者に対して、環境に配慮した事業活動・開発を促します。
- ●地域住民や関係機関と連携・協力し、環境保全活動や環境教育を実施します。
- ●住民や事業者が行う、里山整備や漁業環境の保護・改善などの取組を支援します。
- ●まちなみや景観の保全に関する取組を支援します。
- ●三方五湖と私たちの暮らしのつながりや生物多様性、外来生物に関する情報を発信します。
- ●みどり計画認定に向けた相談や事務手続きを支援します。

三方五湖自然再生協議会の取組

2011（平成23）年5月に設置された三方五湖自然再生協議会では、三方五湖自然再生全体構想を 2012（平成24）年3月に策定し、自然再生の柱として「湖と里をとりまく自然と人のつながりの再生」を掲げています。この実現に向けて、「水辺の再生」、「にぎわい再生」、「文化の継承」の3つのテーマとテーマごとの目標を設定し、自然護岸の再生や外来生物対策、湖と田んぼのつながりの再生、濁水防止や無農薬等による環境にやさしい農法の実施、美浜町・若狭町と連携した環境教育の企画・実施などに取り組んでいます。

【三方五湖自然再生目標イメージマップ】

資料：三方五湖自然再生全体構想（平成24年3月策定）

行動方針４　限りある資源を大切にする　循環型社会の構築

効率的･循環的に資源を有効利用する循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を推進し、循環型社会の構築を目指します。

関連するSDGs

■基本施策

行動目標１２　ごみの分別･減量の推進

基本施策	施策概要
分別の徹底	ごみの分別方法や収集日を周知し、適切な処理・分別の徹底を図ります。
減量・発生抑制の推進	マイバッグ･マイボトルの利用や食品ロスの削減など、ごみの減量や発生抑制につながる取組を推進します。
再利用の推進	不要品の再利用を推進します。

行動目標１３　資源の循環利用の推進

基本施策	施策概要
リサイクルの推進	家電４品目及び小型家電のリサイクルや廃食油の活用などを推進します。
森林資源の有効利用	間伐材の利活用など森林資源の有効利用を推進するとともに、健全な森林の育成を図ります。
建設発生土の活用推進	工事などで発生する土砂で有害でないものについては活用を図るとともに、有害なものについては適正処理を行うなど、環境に配慮したインフラ整備を進めます。

行動目標１４　水循環の推進

基本施策	施策概要
安全安心な上下水道の提供	適正な水質管理、施設・設備更新を実施し、環境負荷を抑えた安全安心な上下水道の提供を図ります。
水資源の有効利用	健全な水循環の保全や回復に向けて、水源の保全や雨水・再生水の利用、名水を活かした水資源の有効利用、ＰＲに努めます。

■数値目標

項目	単位	現状	目標
ごみ排出量（可燃ごみ・不燃ごみ全て）	t（トン）	4,457（R3）	3,565（R16）※
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	861（R3）	796（R16）※
リサイクル率（リサイクルされたごみの重量/全ごみの重量）	%	22.7（R3）	23（R16）※

※一般廃棄物処理基本計画からの推計

■具体的な取組

住民

- ごみの分別を徹底しましょう。
- 不要になった日用品などは、リサイクルショップやフリマアプリを活用し、リユース（再使用）を心がけましょう。
- 料理の食べきりや食材の使いきりを心がけ、食品ロスを減らしましょう。
- マイバッグやマイボトルを利用し、使い捨て製品の使用を減らしましょう。

事業者

- ごみの発生抑制と適切な分別・処理により、ごみの減量化を図りましょう。
- 再使用・再利用可能な製品の使用や製造・販売を進めましょう。
- 再生材や県産木材を活用しましょう。
- 本町の豊かな水資源や名水を積極的に活用し、PRしましょう。

行政

- 分別回収した資源の再利用、再資源化に取り組みます。
- ごみの分別や減量などに関する情報を発信します。
- 再使用・再利用可能な製品を積極的に使用します。
- 民間企業と連携し、PC や家電4品目の適切なリサイクルと、不用品のリユースを推進します。
- フードドライブを実施し、フードロスの削減を推進します。
- 建設発生土の活用を推進します。
- 地域と連携し、水源の保全に努めるとともに、上下水道を適切に管理します。
- 地域住民や関係機関と連携・協力し、名水や名水に関する製品、イベントのPRに取り組みます。

行動方針５　環境にやさしく持続可能な社会を創る　環境意識の醸成

持続可能な（サスティナブル）社会の実現に向けて、多様な主体との連携のもと、地域ぐるみでの環境教育・活動を推進し、環境意識の醸成を図ります。

関連するSDGs

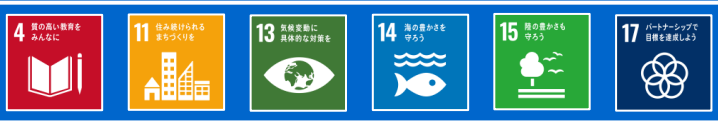

■基本施策

行動目標１５　環境にやさしい人づくり

基本施策	施策概要
学校での環境教育の充実	学校や職場、地域において、地域資源や環境保全に関する学習の場と機会の充実を図ります。
地域における環境学習の充実	
エコツーリズムの推進	地域資源を活かした環境学習プログラムやエコツアーなどを推進します。
環境保全活動の支援	環境保全に関する取組を実施する集落や団体に対して、その活動や人材育成を支援します。

行動目標１６　環境にやさしいまちづくり

基本施策	施策概要
歩行、自転車による移動の促進	歩道や自転車道の整備やレンタサイクルの普及に取り組みます。
公共交通の利用促進	適切な運行ダイヤの設定や定期券の購入補助などにより、公共交通の利用促進に取り組みます。
空き家・空き地の活用	空き家情報バンクや活用支援、窓口相談など、空き家や空き地の活用を推進します。
デコ活の普及（再掲）	「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）」の普及を図ります。
モデル地区の整備	自然再生可能エネルギーとＩｏＴを導入したモデル地区を整備し、持続可能なまちづくりを推進します。
地域通貨等を活用した環境保全活動の推進	地域通貨やポイントを活用して環境保全や地域活性化につなげる体制を検討し、環境にやさしい生活の普及や環境保全活動の促進を図ります。
様々な主体との連携	環境に関する取組を効果的に進めるため、国や県、近隣市町との連携を強化します。また、住民や環境団体、大学、民間企業とも連携を強化し、環境にやさしいまちづくりを進めます。

行動目標17　環境に関する情報発信

基本施策	施策概要
環境情報の収集・発信	町内の環境に関する情報を収集し、様々な手段を利用して広く発信します。
イベントの開催、ＰＲ	環境保全に関するイベントなどを開催し、普及啓発に取り組むとともに、そのほかのイベントにおいても協働によるＰＲを行います。

■数値目標

項目	単位	現状	目標
環境教育の実施学校数	校	全小中学校（R6）	全小中学校（R16） ※各学校で取り組む環境教育の質の向上（実施回数や内容の充実、出前講座の実施など）を図ります。
町民の環境活動への参加状況（アンケート）	%	31.8（R6）	50（R16）
町民の環境に関する情報の満足度（アンケート）	%	31.6（R6）	50（R16）

■具体的な取組

住民

- 環境保全活動や自然に親しむ活動に積極的に参加しましょう。
- 環境問題に関心を持ち、正しい知識を身につけましょう。
- 環境にやさしい行動について、できることから実践しましょう。

事業者

- 環境保全活動に積極的に参加・協力しましょう。
- 地域の自然を活かした環境教育やエコツーリズムに関わる取組に参加・協力しましょう。
- CSRや事業の環境情報を公表しましょう。

行政

- 地域住民や関係機関と連携・協力し、環境保全活動や環境教育を実施します。
- 環境に関する活動やイベントなどの情報について、広報やHP、SNS（若狭町公式 LINE など）を通じて発信します。
- 徒歩や自転車、公共交通機関、EV車など、環境にやさしい移動手段の普及に努めます。

◆ 三方小学校「ゆりかご米」

児童は三方湖の上流の田んぼで田植えから稲刈まで行います。その田んぼでコイやフナの卵を生育し、育った稚魚を川に放流して三方湖に戻します。湖や田んぼが命の源となることから育てた米は「ゆりかご米」と呼ばれています。

◆ 三宅小学校「エコ・環境クラブ」

エコ・環境クラブに参加する児童は、自分たちの住んでいる地球の地球温暖化の現状を町内外の外部講師から学びます。その中で、地球温暖化防止のためにできる、身近なことを考えて、皆で話し合います。写真では、水の大切さや、身の回りのもので発電することを学んでいます。

若狭町　ＬＩＮＥ公式アカウントを活用しよう！

若狭町での暮らしや滞在がもっと楽しく便利になるよう、若狭町に関する各種の情報取得や熱中症などくらしの情報を発信しています。
環境に関する情報やクマの出没情報なども発信しています。

下記二次元コードから登録

ＩＤ検索から登録

①ＬＩＮＥの友達追加画面で「検索」をタップ

②ＩＤ検索画面で「@wakasa-town」入力・検索

③「若狭町役場」を友だちに登録

重点プロジェクト

本町の目指すべき環境像を実現するため、第3、4章で示した5つの行動方針に基づいた施策の中で、特に取り組む必要性が高いものを重点プロジェクトとして位置づけました。

重点1　脱炭素型スマートタウン　プロジェクト

国や県において、「2050（令和32）年の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすること（カーボンニュートラル）を目指す」取組が進められています。

本町においても温室効果ガスの削減に向けて、再生可能エネルギーの利活用や脱炭素につながるライフスタイルへの転換を図ることが重要になることから、次頁以降に示す4つの取組を優先的・重点的に行い、本町ならではの脱炭素型スマートタウンの実現を目指します。

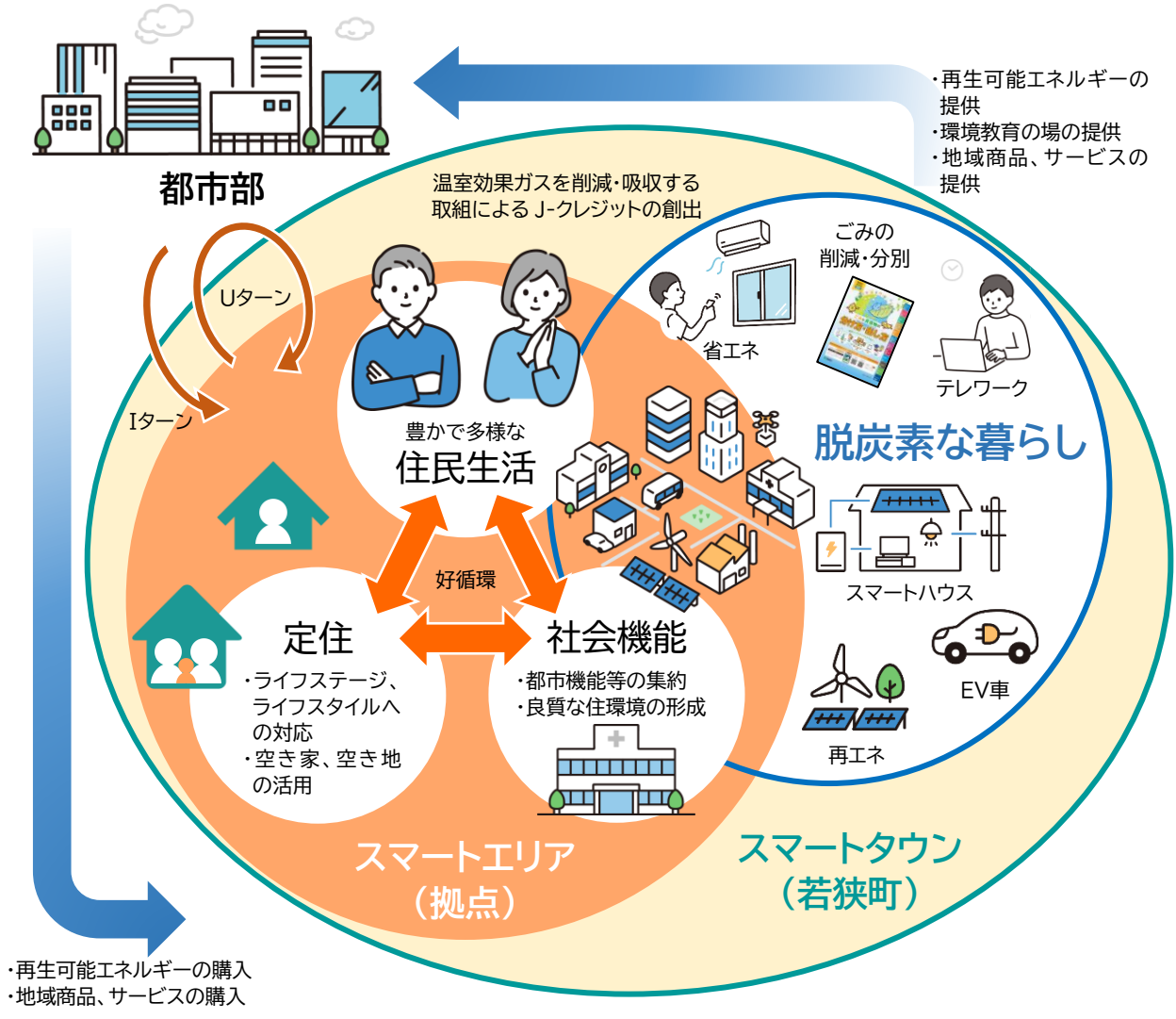

【脱炭素型スマートタウンのイメージ】

① 若狭町脱炭素宣言の表明

本町の脱炭素に関する取組を加速させるため、脱炭素宣言を表明し、広報紙や町のHPなどを活用して、町全体の脱炭素化に向けた取組などの周知・RPを行います。

また、町（行政）が率先して、エネルギー使用量の把握や管理、公共施設への太陽光発電設備の設置やLED照明の導入、公用車へのEV車の導入などを進め、事務事業における温室効果ガス排出量の削減を図ります。

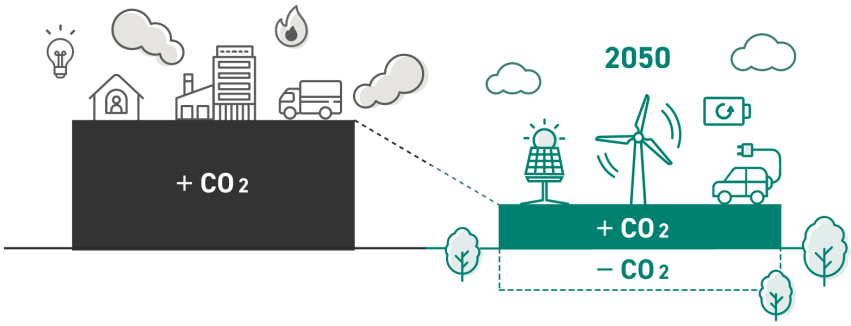

【2050年カーボンニュートラルの実現】

資料：環境省

② 若狭町サスティナブル・スマートエリアの形成

人口減少の中でも持続可能なまちづくりを実現させるため、都市機能が集積する上中地区において、再エネ設備の導入やIoTの活用を積極的に進めるスマートエリアを形成し、生活の質や地域の魅力向上を図るとともに、町全体の脱炭素化を進めます。

スマートエリアの形成を推進するにあたっては、太陽光発電設備やHEMSなどを導入したスマートハウスで構成する住宅団地（モデル地区）の先行的な整備や空き地・空き家の活用、ZEHやスマートハウスの宿泊体験の検討を進めるとともに、町内外に向けて積極的にPRを行い、エリア内の機運醸成を図ります。

■上中地区におけるエリア配置と考え方

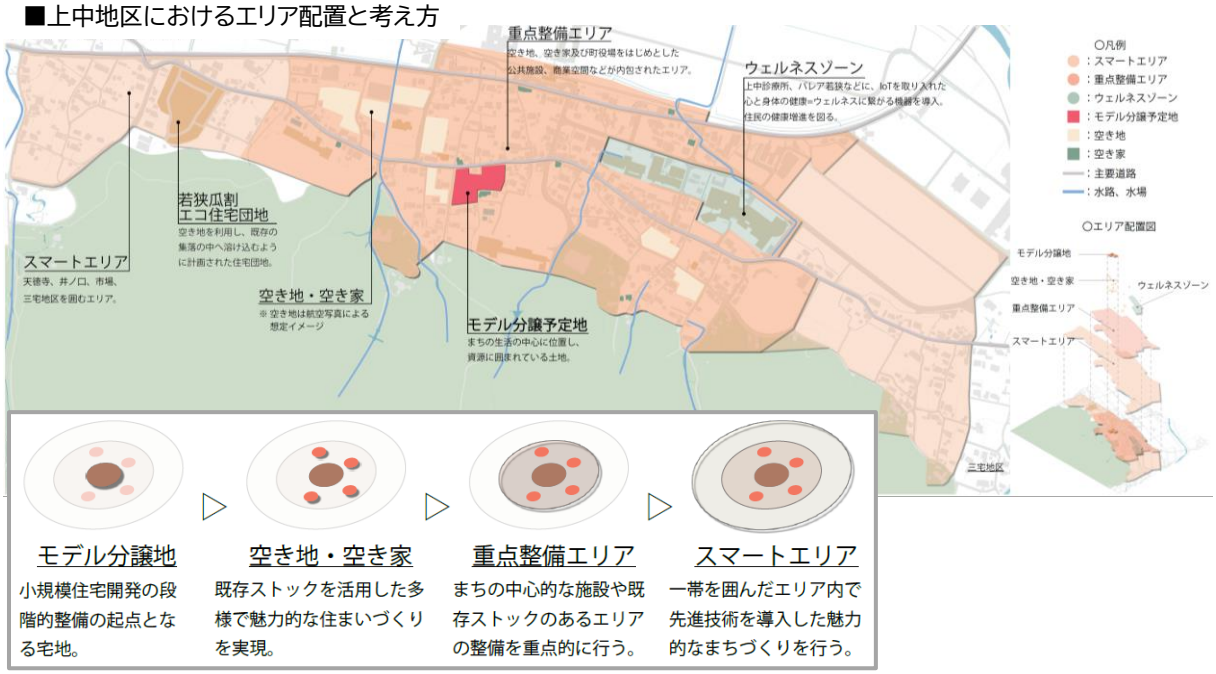

【スマートエリアのイメージ】

資料：若狭町サスティナブル・スマートエリア構想

また、EVバスの導入やEV車のカーシェアリングの普及を図ることにより、各集落や近隣市町との交通ネットワークの脱炭素化・利便性を向上させ、便利で環境にやさしいまちを目指します。

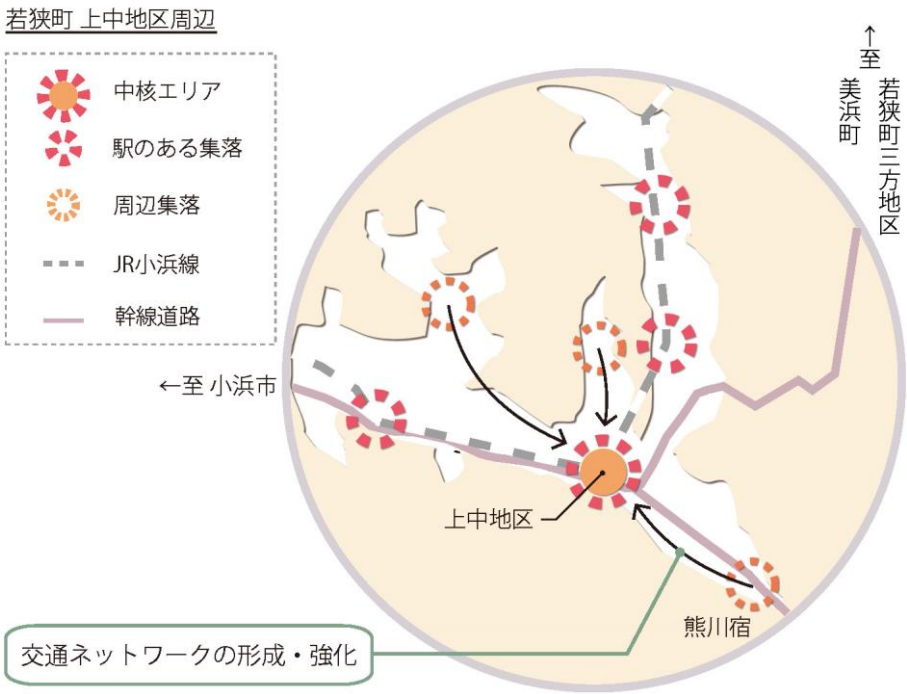

【交通ネットワークのイメージ】

資料：若狭町サスティナブル・スマートエリア構想

【嶺南6市町シェア EV の普及】

資料：福井県 HP

③ 脱炭素につながるライフ・事業スタイルの普及

本町のカーボンニュートラルに関する取組を加速させるには住民一人一人の取組も重要です。国や県においては、徹底した省エネと再エネの導入などを促す「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動 デコ活」が展開されています。

本町においても脱炭素につながるライフ・事業スタイルを普及させるため、デコ活の普及を図ります。

④ J-クレジット制度の活用検討

本町の脱炭素に関する取組を推進することにより、削減または吸収した温室効果ガス排出量について、「J-クレジット制度」の活用検討を進めます。

J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO_2 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO_2 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。創出したクレジットは、民間企業等に販売し、カーボンオフセットを支援するとともに、売却益によりさらなる省エネ・再エネへの投資や森林管理など、脱炭素に関する取組の拡充を図ります。

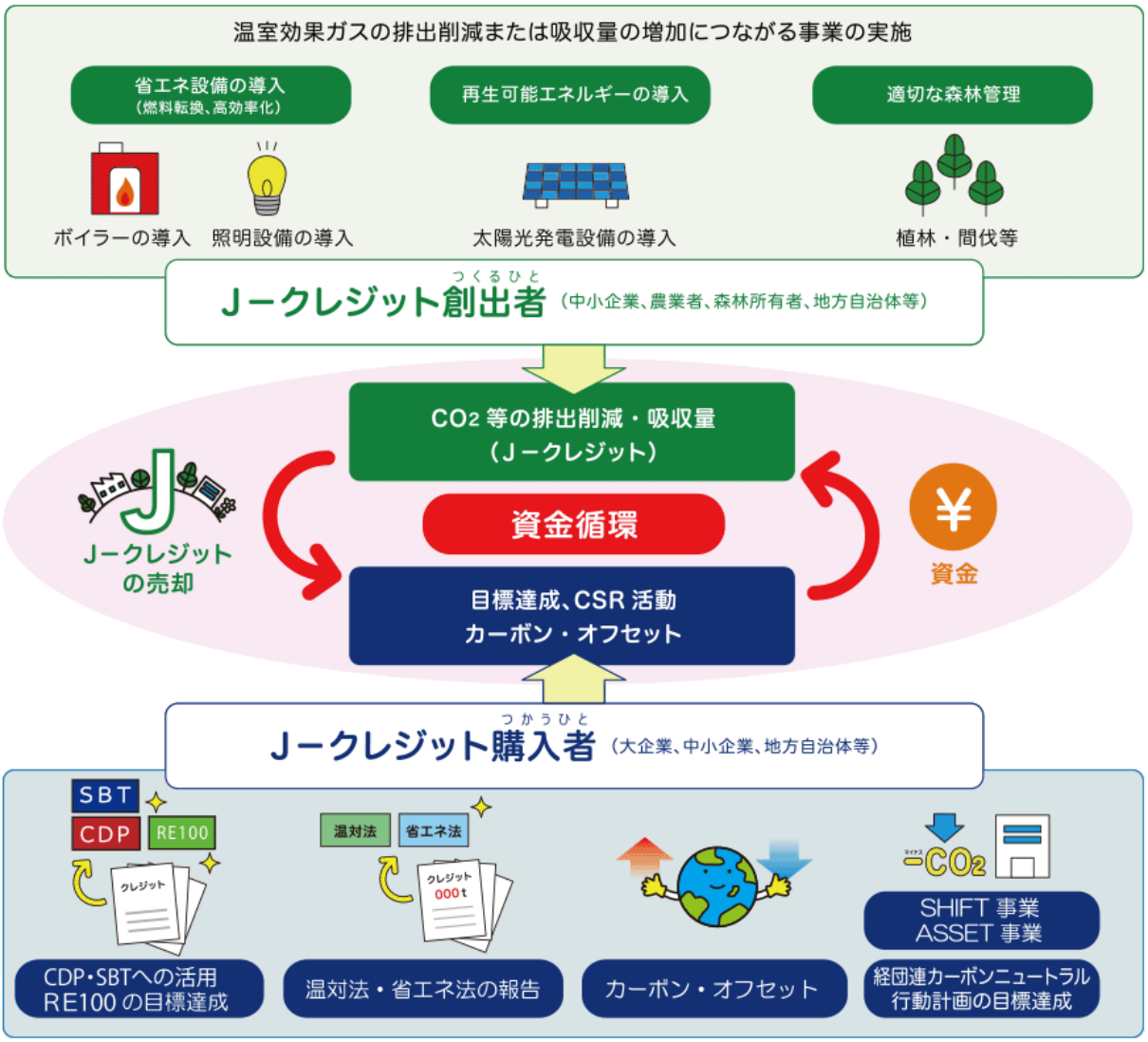

【J-クレジット制度のイメージ】

資料：J-クレジット制度 HP

県内では、適切な森林管理や水稲栽培における中干し期間の延長、バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料の代替、公共施設の LED 化などの取組のクレジット化が進められています。

脱炭素につながる

できることから、はじめよう！

家庭でできる取組

冷房は冷やしすぎない

カーテンで日差しを調整したり、扇風機を上手く使うなど、無理のない範囲で設定温度を上げましょう。

［エアコン］ 15kg/年 CO_2 削減、940円/年の節約

冷蔵庫にものを詰め込みすぎない

冷蔵庫の中を整理し、ものを詰め込みすぎないようにしましょう。

［冷蔵庫］
21kg/年 CO_2 削減、
1,360 円/年の節約

暖房時の室温は 20℃を目安に

厚手のカーテンを使ったり、扇風機で空気を循環させるほか、着るものを工夫して過ごしましょう。

［エアコン］ 26kg/年 CO_2 削減、1,650 円/年の節約
［ファンヒーター］ 18kg/年 CO_2 削減、1,320 円/年の節約

設定温度は適切に

季節に合わせて、庫内の温度を控えめに設定すると消費電力が抑えられます。

［冷蔵庫］ 30kg/年 CO_2 削減、1,910 円/年の節約

電気カーペットの設定温度は低めに

電気カーペットの下に断熱マットを敷いたり、人のいない部分は温めないなど工夫しましょう。

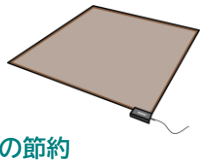

［電気カーペット］
91kg/年 CO_2 削減、5,770 円/年の節約

野菜の下ごしらえに電子レンジを活用

ガス調理の時間短縮のほか、ビタミンCの損失が抑えられます。

［電子レンジ］
11～13kg/年 CO_2 削減、860～1,000 円/年の節約

入浴は間隔をあけずに入る

お湯が冷めないよう、入浴後は必ずフタをして、間隔をあけずに入りましょう。

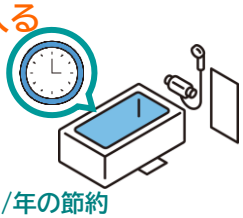

［お風呂・シャワー］
86kg/年 CO_2 削減、6,190 円/年の節約

使わないときはプラグを抜いて

電気ポットや炊飯器は長時間保温をしないで、必要なときに温め直しましょう。

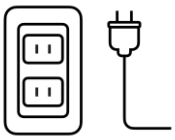

［電気ポット］
52kg/年 CO_2 削減、3,330 円/年の節約

食器を洗うときは給湯温度を下げて

洗う前に食器を水につけ置きしたり、汚れを拭き取っておくとお湯の使用量を抑えられます。

［皿洗い］
20kg/年 CO_2 削減、1,430 円/年の節約

LED照明に取り替える

省エネ性能の優れた製品に取り替えるほか、明るさや点灯時間を調整しましょう。

［照明の LED 化］
29 kg/年 CO_2 削減、2,108円/年の節約

運転マナーを守り、ゆっくり加速

運転マナーは省エネ行動に通じます。車の発進はゆっくりと行い、加減速の少ない運転を心がけましょう。

［自動車］
194kg/年 CO_2 削減、11,950 円/年の節約

公共交通機関を利用しよう

公共交通機関は多くの人を一度に運ぶため、環境にやさしい移動手段です。おでかけの際は公共交通機関の利用を検討しましょう。

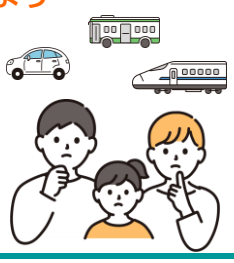

資料：資源エネルギー庁

デコ活について
～脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動～

国は、2050（令和32）年カーボンニュートラル及び2030（令和12）年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しする新しい国民運動を始めました。下記に示す「デコ活アクション」や次頁に示す10年後の姿に向けて、出来ることから挑戦してみましょう。

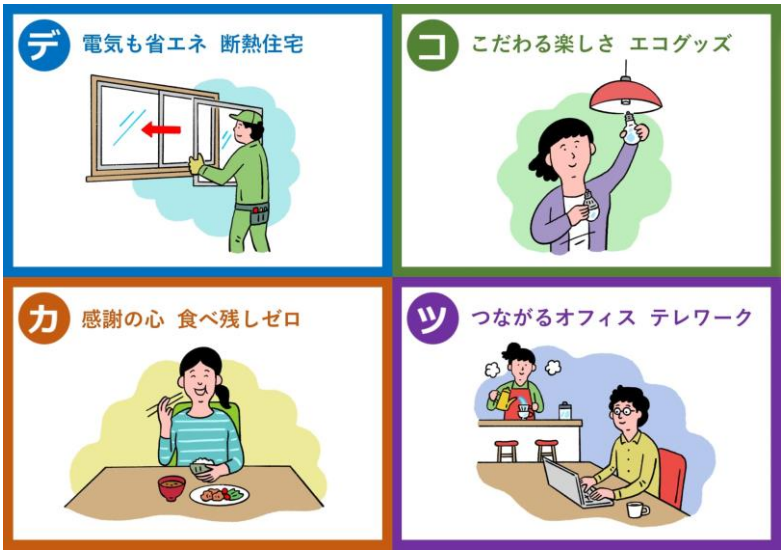

デコ活アクションには、左に示す「まずはここから」のほかに「ひとりでにCO_2が下がる」と「みんなで実践」というテーマがあります。くわしくは下記QRコードより、デコ活HPを確認してね！↓

【デコ活アクション　まずはここから】

出典：脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動 HP、環境省

ふくecoアプリについて

県では、環境に配慮した行動を促進するスマートフォンアプリ「ふくeco」において、脱炭素につながる行動「エコアクション」の発信とエコアクションの実施に応じたポイント付与、CO_2削減量の見える化を行っています。手軽で楽しくデコ活を始めてみましょう。

【ふくecoアプリ】

出典：デコ活ふくい HP

【脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの 10 年後のイメージ図】

出典：脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動 HP

温室効果ガスの排出削減効果について

若狭町サスティナブル・スマートエリアの形成を推進するにあたり、町では太陽光発電設備やHEMSなどを導入したスマートハウスで構成する住宅団地（モデル地区）の先行的な整備を進めています。

ここでは、モデル地区で想定される取組例に基づく温室効果ガスの排出削減効果を整理しています。

◆ スマートハウスの購入

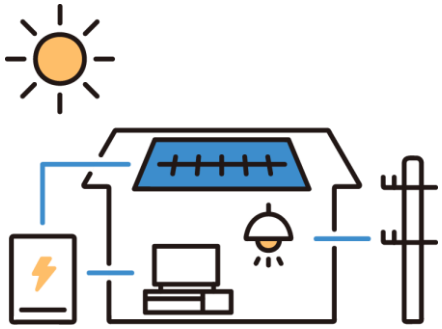

取 組 例	CO_2削減効果/世帯
ZEH の購入	2,551.0 kg-CO2
太陽光発電設備の設置	919.8 kg-CO2
LED 照明の導入	27.2 kg-CO2
HEMS の導入	87.5 kg-CO2
計	**3,585.5 kg-CO2**

◆ EV 車など次世代自動車の購入

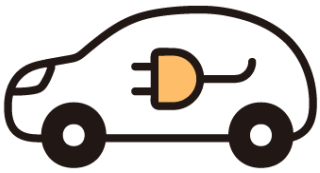

取 組 例	CO_2削減効果/台
次世代自動車の購入	610.3 kg-CO2
エコドライブの実施	117.3 kg-CO2
計	**727.6 kg-CO2**

◆ ライフスタイルの見直し

取 組 例	CO_2削減効果/世帯
テレワーク（1 人分）	840.3 kg-CO2
ごみの削減（分別・3R）	28.8 kg-CO2
食品ロスの削減	5.4 kg-CO2
省エネ行動	353.0 kg-CO2
計	**1,227.5 kg-CO2**

資料：脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動 HP

これらの取組を行うと、モデル地区（13 区画を想定）だけで約 72 t-CO_2 の削減効果（削減目標※の0.063%）が期待されます。

住宅の購入やリフォーム、自動車の買い替えなどの機会にスマートハウスなどを検討してみましょう。

※：基準値（H25）から目標値（R16）の達成に必要な温室効果ガス削減量に対する割合

重点２　三方五湖 水質改善プロジェクト

若狭湾国定公園や国の名勝などの指定を受けている三方五湖は、私たちに食料や農業、漁業、文化、美しい景観など様々なめぐみをもたらしてきた本町のかけがえのない宝です。しかし、私たちがより快適に暮らすために開発を進めてきたことやライフスタイルの変化、外来生物の侵入、地球温暖化など様々な要因が重なり、現在の三方五湖は水質汚濁が進み、在来の魚類などの減少や多様な生きもののすみかとなる植生帯が激減するなど、三方五湖本来の姿が失われつつあります。

三方五湖の自然を大切にすることは、私たちのくらしを支える多様なめぐみを守るとともに昔から受け継がれてきた宝を将来に受け継いでいくことにもつながります。

本プロジェクトでは、県や関係機関と連携しながら、三方五湖の最上流部に位置する三方湖の水質改善に向けて、水質調査など現況の調査を行い、三方湖の現状把握と効果的な対策を検討し、できることから対策を進めます。

また、三方湖の水質改善を通じて、水月湖の年縞やその他下流に位置する湖の保全・再生を図ります。

なお、水質の改善には町民や事業者の協力が重要であることから、三方五湖の保全の必要性について啓発を行い、町民・事業者の環境意識醸成を図ります。

関係機関と連携した各種対策・啓発の推進

水 質 改 善 対 策

町民
・生活排水対策の徹底
・環境保全活動への参加・協力　など

事業者
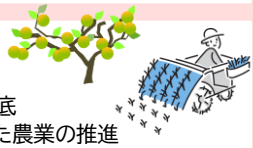
・排水対策の徹底
・環境に配慮した農業の推進
・漁業者についてヒシ駆除への協力
・環境保全活動への参加・協力　など

行政
・現況調査（水田・梅畑やはす川に合流する支流などの水質調査）
・文献調査
・地域住民や事業者へのヒアリング
・水質改善に向けた対策等の検討、対策の実践
・ヒシ駆除対策
・三方五湖水質改善に向けた普及啓発、情報発信　など

【プロジェクトのイメージ】

水質を守るための取組

【三方湖】
資料：年縞博物館 HP

【ヒシ】

三方五湖の最上流部に位置する三方湖においては、湖面にヒシが繁茂し、漁業の航路阻害や湖辺に堆積するヒシの枯死体から発せられる悪臭、さらには水中の貧酸素による生態系の悪化など多様な影響が懸念されています。

三方五湖自然再生協議会外来生物等対策部会がとりまとめた三方湖ヒシ対策ガイドラインでは、ヒシの繁茂を抑制するために定期的な駆除を行うとともに、刈り取ったヒシの活用計画（堆肥化）も検討されています。

また、ヒシはアオコの発生を抑制する効果をもつことが示されているため、ヒシの刈り取りがアオコなど水質にどのような影響を及ぼすかをモニタリングすることも重要となります。

三方五湖の水質を改善するには、流域全体で排水を汚さない取組を進めることが重要です。下記を参考に出来ることから挑戦してみましょう。

家で出来ること

・食事や飲み物は必要な分だけつくり、飲み物は飲みきれる分だけ注ぐ。
・油汚れなどを拭き取ってから食器を洗う。
・米のとぎ汁は養分を含んでいるため植木やガーデニングの水やりに使う。
・水切り袋や三角コーナーを利用し、野菜の切りくずなど細かいごみを流さない。
・残った油は廃食油の回収に協力し、できるだけ水に流さない。
・洗剤やシャンプー・リンスは適量を守る。
・お風呂の残り湯を洗濯や打ち水などに活用する。　など

農業で出来ること

・化学肥料の使用量を少なくしたり無くす。
・濁り水の排水をできるだけ減らすため、代かきをして2・3日経ってから排水する。
・田んぼダムに取り組む。　など

事業所で出来ること

・工場・事業場からの汚水は適切に処理してから排水する。
・雨水の活用や節水器具設置を進める。　など

第５章　計画の推進方策

１　計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、町民、各種団体、事業者、行政が環境保全活動の担い手として、協働して取組を進めていく必要があります。そのため、下図に示す推進体制によって、計画の効果的な推進を図ります。

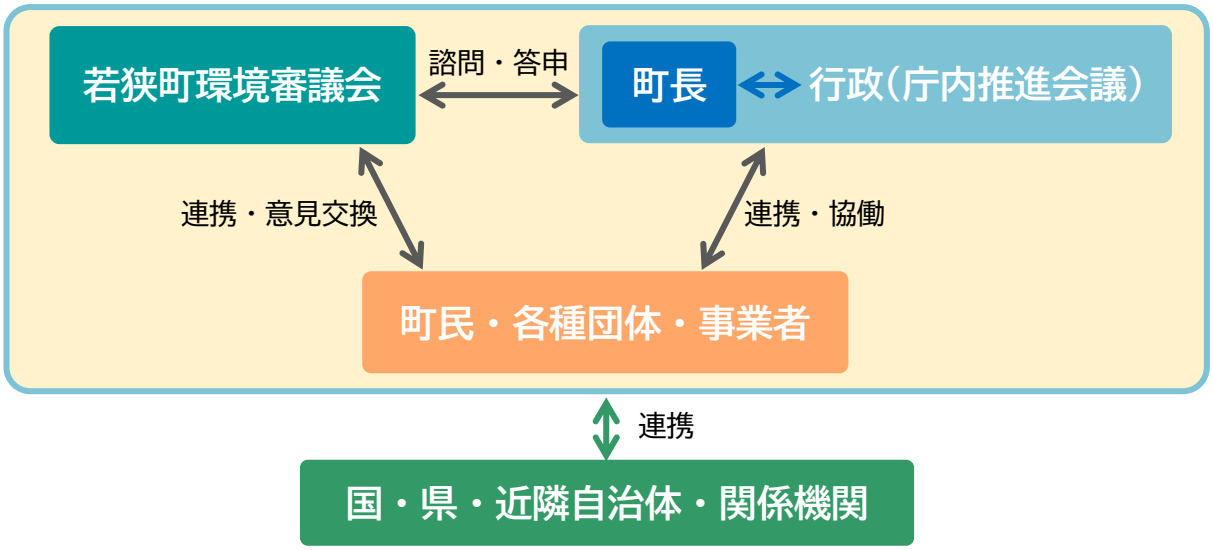

■若狭町環境審議会

若狭町環境基本条例第24条の規定に基づき設置される審議会で、環境政策の推進上必要になる専門的な知見について、町長からの諮問に応じ審議し、結果を答申します。

また、本計画の進捗状況を点検し、必要に応じて是正措置などを町へ提言します。

■町民・各種団体・事業者

町が行う施策や取組に参加･協力して環境負荷低減の取組を実践し、計画の実現に貢献します。

■行政（庁内推進会議）

計画の推進にあたって、関係各課に啓発･連携を促すとともに、計画の中間年においては、数値目標や施策の進捗状況を取りまとめた報告書を作成し、審議会に報告します。

また、地球温暖化対策実行計画に基づき、町内の省エネ･省資源化など対策を推進します。

■国・県・近隣自治体・関係機関

三方五湖保全対策協議会（若狭町･美浜町）、三方五湖自然再生協議会（福井県･若狭町･美浜町）、三方五湖･北潟湖水質保全対策協議会（若狭町･美浜町･あわら市）において、継続して湖の環境の保全を図ります。

若狭広域行政事務組合（若狭町･小浜市･おおい町･高浜町）において、継続して一般廃棄物の共同･適正処理を行い、関連市町の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。

2　計画の進行管理

①　進行管理の基本的な考え方

本計画の実効性を確保する上で計画の進行管理は重要な位置づけにあります。

計画の進行管理はPDCAサイクルに基づいて行い、定期的に計画の進捗状況を把握・管理し、これらの状況を町民にわかりやすく公表するとともに、施策の効果を評価・改善点を見出して速やかに措置を講じることで継続的な改善を図ります。

なお、進行管理に用いる指標・目標については、施策の進捗状況や社会環境の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

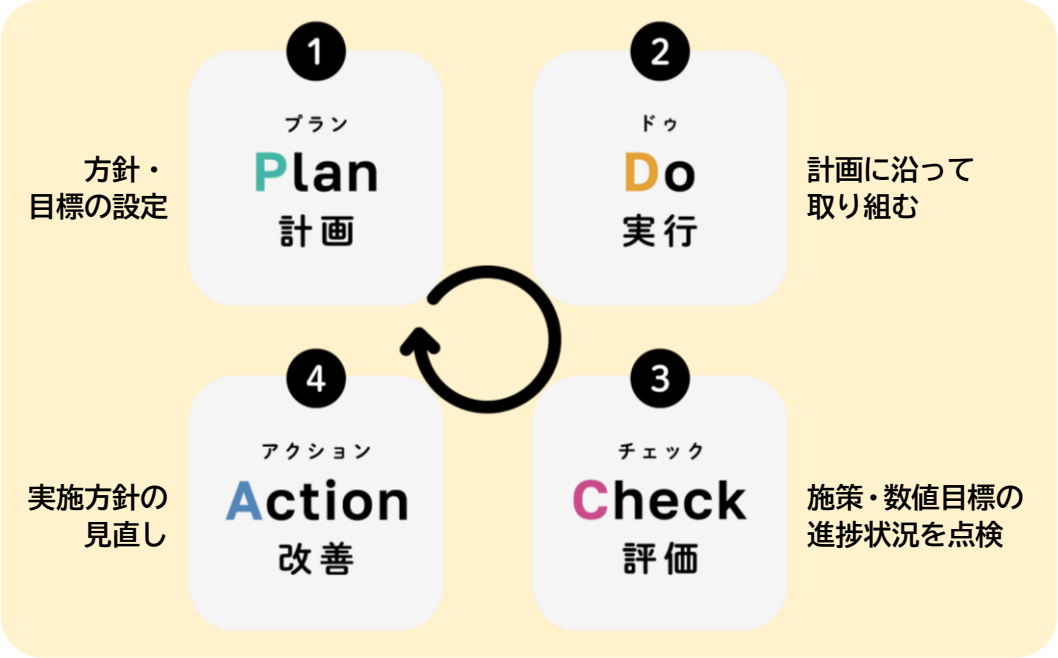

【PDCA サイクルの考え方】

②　施策の実施状況の把握と公表

本計画では、計画の中間の年又は改定の年において数値目標を用いて進捗状況を把握・評価します。

また、数値目標を設定していない施策についても、計画に基づき実行されている具体的事業の内容などを整理し、進捗状況を把握・評価します。

調査した結果は、地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）の結果とともに、報告書としてとりまとめを行い、若狭町環境審議会に報告するとともに町民へ公表していきます。

資料編

1 計画策定体制と経過.....77
2 基本施策担当課一覧.....80
3 温室効果ガス排出量の算定方法.....83
4 温室効果ガス削減目標の設定根拠.....85
5 三方五湖の水質検査結果 88
6 用語集.....89

1　計画策定体制と経過

■策定体制

若狭町環境審議会

役職	分野	氏名	所属
会長	学識経験者	青海　忠久	ふくい水産振興センター
副会長	教育機関代表	髙橋　彰男	若狭町教育研究会
委員	町議会議員代表	倉谷　明	若狭町議会 総務産業建設常任委員会
委員	企業関係者代表	吉川　雅清	若狭テクノバレー企業連絡協議会
委員	観光関係者代表	竹越　聡	(一社)若狭三方五湖観光協会
委員	農業関係者	中塚　文和	若狭町農業委員会
委員	林業関係者	小谷　康弘	れいなん森林組合
委員	漁業関係者代表	河村　径穂	若狭三方漁業協同組合
委員	〃	田辺　喜代春	鳥浜漁業協同組合
委員	〃	田辺　善治	海山漁業協同組合
委員	地区住民代表	塚本　嘉夫	若狭町区長会
委員	〃	河原　市平	若狭町区長会
委員	〃	橋本　淳子	若狭町女性の会
委員	行政関係(県)	金森　洋	福井県海浜自然センター
委員	行政関係(町)	二本松　正広	若狭町

若狭町環境基本計画策定委員会

役職	分野	氏名	所属
委員長	学識経験者	青海　忠久	ふくい水産振興センター
副委員長	〃	錦澤　滋雄	東京科学大学　環境・社会理工学院
委員	企業関係者代表	吉川　雅清	若狭テクノバレー企業連絡協議会
委員	農業関係者	中塚　文和	若狭町農業委員会
委員	林業関係者	小谷　康弘	れいなん森林組合
委員	漁業関係者代表	田辺　喜代春	鳥浜漁業協同組合
委員	〃	田辺　善治	海山漁業協同組合
委員	地区住民代表	塚本　嘉夫	若狭町区長会
委員	行政関係（県）	金森　洋	福井県海浜自然センター
委員	女性代表	熊谷　和子	若狭町男女共同参画推進協議会

■策定経過

年月日	会議等	主な検討事項
令和6年 8月9日～9月9日	アンケート調査の実施	16歳以上の町民の中から 1,000人に郵送（無作為抽出）
10月29日	第１回 若狭町環境基本計画策定委員会	計画改定について、現状・課題について、施策体系・温室効果ガス削減目標について
令和7年 １月29日	第２回 若狭町環境基本計画策定委員会	第1回策定委員会意見などを踏まえた計画の修正対応について、計画案について
2月19日	若狭町環境審議会	第2回策定委員会意見などを踏まえた計画の修正対応について、パブリックコメントの実施について
2月20日	議会報告	
2月21日～10日	パブリックコメント	若狭町環境基本計画に対するパブリックコメントの実施
3月27日	答申	町長への答申

【若狭町環境基本計画策定委員会の様子】

2　基本施策担当課一覧

行動方針	行動目標	基本施策	担当課※
行動方針１ 脱炭素社会の実現	再生可能エネルギーの導入促進	太陽光発電等の導入促進	総、政、環、観
		再生可能エネルギーの導入検討	総、政、環
	省エネルギーの推進	建築物の省エネルギー化	総、政、環、観、建
		エコカーの導入・普及	総、政、環、観
		省エネ設備・機器の導入促進	総、政 環、観 建、水
		エネルギー管理の推進	総、政、環、観
		デコ活の普及	全課
	森林等の吸収源対策	森林等の保全	産
		森林資源の利活用	産
	気候変動への適応	暮らしの適応	全課
		農産物の適応	産
		災害への備え	全課
行動方針２ 良好な生活環境の創造	公害の未然防止	騒音・振動・悪臭等への対策	環、建
		大気汚染の防止	環
		水質の改善・保全	観、環、建、産、水
		公害の未然防止に向けた指導・啓発	観、環、建、産、水
	漂着ごみ・不法投棄への対策	海岸漂着ごみへの対応	環、産、建、観
		不法投棄への対策	環、産、建
	環境美化の推進	ポイ捨ての防止	環、産、建、観
		まちの美化・緑化	環、産、建、観
		河川、湖、海の美化	環、産、建、観

行動方針	行動目標	基本施策	担当課
行動方針３ 自然共生社会の形成	生物多様性の保全	生息地の保全・再生	環、産、建
		生物の生息・生育状況の把握	環、産
		外来生物・野生鳥獣への対策	環、産
	三方五湖の再生	三方五湖の保全・再生	環、産、 建、水、歴
		湖と里のつながりの再生	環、産、水
		三方五湖の活用と地域再生	環、観、 産、教
	身近な緑の保全と創出	里山の保全	産
		まちなみ・景観の保全	政、建、歴
		公園・緑地の整備・維持管理	政、建、 観、教
	環境に配慮した農林水産業の推進	地産地消の推進	産
		環境配慮型農業の推進	産
		環境配慮型林業の推進	産
		漁業の持続的活動支援	産
行動方針４ 循環型社会の構築	ごみの分別・減量の推進	分別の徹底	環
		減量・発生抑制の推進	環
		再利用の推進	環
	資源の循環利用の推進	リサイクルの推進	環
		森林資源の有効利用	産
		建設発生土の活用推進	建
	水循環の推進	安全安心な上下水道の提供	水
		水資源の有効利用	環、観、水
行動方針５ 環境意識の醸成	環境にやさしい人づくり	学校での環境教育の充実	教、環
		地域における環境学習の充実	歴、環
		エコツーリズムの推進	観
		環境保全活動の支援	環
	環境にやさしいまちづくり	歩行、自転車による移動の促進	政、建、観
		公共交通の利用促進	政、観
		空き家・空き地の活用	政
		デコ活の普及（再掲）	全課
		モデル地区の整備	政
		地域通貨等を活用した環境保全活動の推進	総、環
		様々な主体との連携	全課

行動方針	行動目標	基本施策	担当課
	環境に関する情報発信	環境情報の収集・発信	環
		イベントの開催、ＰＲ	全課

※担当課詳細

総　務　課⇒総、総合政策課⇒政、観光商工課⇒観
環境安全課⇒環、建　設　課⇒建、上下水道課⇒水
産業振興課⇒産、教育委員会⇒教、歴史文化課⇒歴

3　温室効果ガス排出量の算定方法

■現状排出量（実績値）

各部門における現状の温室効果ガス排出量は、環境省が公表する「自治体排出量カルテ」を使用した。

■将来排出量（推計値）

将来排出量は、基準年度（2013（平成25）年度）から、追加的な対策を見込まないまま推移した場合の温室効果ガス排出量（現状すう勢（BAU）排出量）について推計した。

① 現状すう勢（ＢＡＵ）算定の考え方

BAU排出量は、温室効果ガス排出量の算定式の各項（活動量、エネルギー消費原単位、炭素集約度）について、今後追加的な対策を見込まないまま推移したと仮定して補正を行った。

具体的には、以下の算定式のとおり、現状年度である2021（令和3）年度の温室効果ガス排出量に活動量変化率を乗じて推計した。

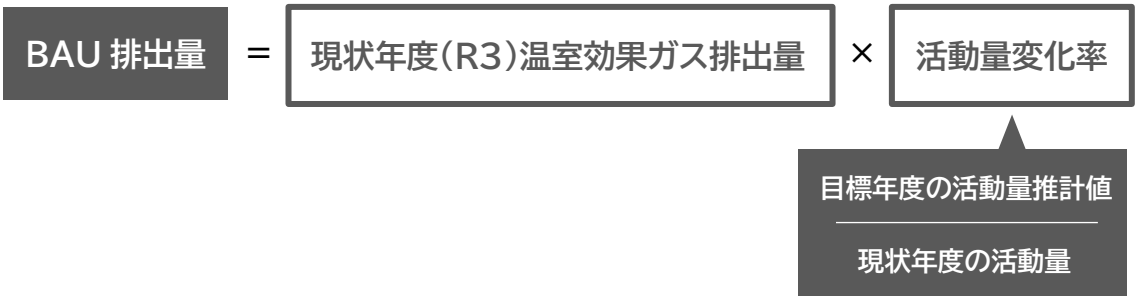

※活動量：人口、世帯数、製造品出荷額など排出量との関連が深い項目

図　BAU 排出量の推計手法

② 分野別活動量の設定

目標年度（2030（令和12）年度、2050（令和32）年度）における BAU 排出量を次に示す活動量設定の考え方に基づいて算定した。各部門における活動量設定の考え方及び部門・分野別活動量及び活動量変化率を次頁に示す。

なお、目標年度の活動量の予測値は、過去の実績からその傾向が将来も続くと仮定して推計した。

表　各部門における活動量設定の考え方

部門	活動量設定の考え方
産業部門	・製造品出荷額は概ね現状を維持 ・農林漁業の従事者、工業・建設業の就業者は概ね現状を維持
業務部門	・第三次産業の就業者は概ね現状を維持
家庭部門	・町内世帯数は県の世帯数増減率（国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数将来推計（都道府県別推計）』）に合わせて緩やかに減少
運輸部門	・自動車保有台数は緩やかに減少 ・鉄道は概ね現状を維持
廃棄物部門	・町内人口は減少（国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（市区町村別推計）』）

表　部門・分野別活動量及び活動量変化率

部門・分野		単位	活動量実績						
		年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
産業部門	製造品出荷額	万円	4,886,082	5,653,197	5,993,401	4,764,460	4,842,543	5,497,324	7,319,270
	農林水産・建設業・鉱業業者数	人	795	849	849	849	849	849	849
業務部門	事業所数（第3次）	事業所	4,251	3,946	3,946	3,946	3,946	3,946	3,946
家庭部門	世帯数	世帯	5,054	5,080	5,079	5,059	5,024	5,002	4,998
運輸部門	自動車保有台数	台	13,628	13,638	13,599	13,603	13,602	13,586	13,333
	鉄道	千t-CO2	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9	0.9
廃棄物部門	人口	人	16,073	15,918	15,718	15,466	15,234	14,988	14,678

部門・分野		単位	活動量実績		活動量推計値		活動量変化率	
		年度	2020	2021	2030	2050	2030	2050
産業部門	製造品出荷額	万円	6,751,308	8,504,599	8,504,599	8,504,599	1.00	1.00
	農林水産・建設業・鉱業業者数	人	996	996	996	996	1.00	1.00
業務部門	事業所数（第3次）	事業所	4,024	4,024	4,024	4,024	1.00	1.00
家庭部門	世帯数	世帯	5,001	4,969	4,558	4,358	0.92	0.88
運輸部門	自動車保有台数	台	13,276	13,198	12,880	12,051	0.98	0.91
	鉄道	千t-CO2	0.9	0.8	0.8	0.8	1.00	1.00
廃棄物部門	人口	人	14,431	14,131	11,425	7,779	0.81	0.55

③ ＢＡＵ温室効果ガスの排出量

前述の活動量を踏まえ、目標年度（2030（令和12）年度、2050（令和32）年度）における BAU 排出量の推計結果を下表に示す。

表　BAUにおける温室効果ガス排出量

単位：千t-CO2

部門	実績			将来推計			
	2013年度	2021年度		2030年度		2050年度	
	（基準年度）	（現況年度）	2013年度比	（中期目標年度）	2013年度比	（長期目標年度）	2013年度比
産業部門	83.0	93.6	12.7%	93.6	12.8%	93.6	12.8%
業務部門	32.2	16.2	-49.9%	16.2	-49.8%	16.2	-49.8%
家庭部門	36.2	23.2	-35.8%	21.3	-41.1%	20.4	-43.6%
運輸部門	39.0	31.6	-19.0%	30.8	-21.1%	28.9	-26.0%
廃棄物部門	1.4	1.6	14.0%	1.3	-7.9%	0.9	-36.3%
CO_2排出量計	191.8	166.2	-13.4%	163.2	-14.9%	160	-16.6%

4　温室効果ガス削減目標の設定根拠

■省エネ対策による削減見込量

国は、2030（令和12）年に温室効果ガス排出量 46％削減（2013（平成25）年度比）、2050（令和32）年に排出実質ゼロを目指してエネルギー基本計画や地球温暖化対策計画等を策定しており、その中で温室効果ガス排出量削減に向けた国の施策として省エネ・再エネ施策を定めている。

国の省エネ施策のうち、本町寄与分の推計方法とその集計結果を下表に示す。

表　国施策の本町寄与分の推計方法

国施策における本町寄与分は、対象となる部門・分野の下記指標で按分して求めた。

産業部門按分指標　：製造品出荷額、従業者数等（統計：経済ｾﾝｻｽ活動調査）
業務部門按分指標　：業務系従業者数（統計：経済ｾﾝｻｽ活動調査）、人口（統計：住民基本台帳）
家庭部門按分指標　：世帯数（統計：住民基本台帳）
運輸部門按分指標　：自動車保有台数（統計：自治体排出量カルテ）
廃棄物分野按分指標：直接焼却量（統計：一般廃棄物処理実態調査）、人口（統計：住民基本台帳）

表　国施策の本町寄与分

単位：千t-CO2

部門	省エネ施策	2030年削減見込量	
		国	本町寄与分
産業部門		59,236	10.1
	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（業種横断）	54,880	9.2
	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（建設施工）	433	0.1
	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（施設園芸・農業機械・漁業分野）	1,403	0.4
	ＦＥＭＳを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	2,150	0.4
	業種間連携省エネの取組推進	370	0.1
業務部門		50,001	4.4
	建築物の省エネ化	11,565	1.0
	高効率な省エネルギー機器の普及	10,430	0.9
	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	16,540	1.5
	ＢＥＭＳの活用、省エネ診断等を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	9,490	0.8
	ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化	12	0.0
	上下水道における省エネ・再エネ導入	1,676	0.2
	国民運動の推進（クールビズ・ウォームビズ）	288	0.0
家庭部門		39,507	3.5
	住宅の省エネ化	9,910	0.9
	高効率な省エネルギー機器の普及	14,369	1.3
	ＨＥＭＳ・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	7,076	0.6
	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	4,680	0.4
	国民運動の推進（クールビズ・ウォームビズ）	468	0.1
	国民運動の推進（機器の買換え、家庭エコ診断、照明の効率的利用）	2,536	0.2
運輸部門		35,091	6.4
	次世代自動車の普及、燃費改善	23,790	4.2
	道路交通流対策等の推進	2,804	0.7
	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	660	0.2
	公共交通機関及び自転車の利用促進	1,780	0.2
	鉄道分野の省エネ化（鉄道のエネルギー消費効率の向上）	1,776	0.2
	トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	2,081	0.5
	国民運動の推進（エコドライブ）	2,200	0.4
廃棄物部門		2,252	0.3
	廃棄物処理における取組	1,812	0.23
	廃棄物焼却量の削減	440	0.04

■再エネ導入による削減見込量

導入する再エネの種類については、現在までの導入実績を鑑み、太陽光発電と水力発電とした。

① 太陽光発電

太陽光発電（10kW 未満）については、国のエネルギー基本計画（2021（令和3）年10月閣議決定）において、「2030（令和12）年において新築戸建て住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す」とする政府目標に合わせて、導入量を算出した。

また、太陽光発電（10kW 以上）については、過去5年間の平均導入容量を維持すると想定した。

表 太陽光発電設備の導入想定（10kW 未満）

年度	新築住宅数※1（戸）	太陽光発電設置割合※2	太陽光発電設置住宅数（戸）	1戸あたり導入容量（kW）	年間導入容量（kW）	累積導入容量（kW）
2023年度	33	42.0%	14	4.8	66.5	66.5
2024年度	33	44.5%	15	4.8	70.6	137.0
2025年度	33	47.1%	16	4.8	74.6	211.7
2026年度	33	49.7%	16	4.8	78.7	290.4
2027年度	33	52.3%	17	4.8	82.8	373.2
2028年度	33	54.8%	18	4.8	86.9	460.1
2029年度	33	57.4%	19	4.8	91.0	551.0
2030年度	33	**60.0%**	20	4.8	95.0	**646.1**

※1 新築戸建て住宅数は、平成30年住宅・土地統計調査を基に設定
※2 太陽光発電設置割合は、2023年度から2030年度にかけて設置割合が一定の割合で増加し、2030年度に60%となるように設定

表 太陽光発電設備の導入想定（10kW 以上）

年度	年間導入容量※3（kW）	累積導入容量（kW）
2023年度	27.1	27.1
2024年度	27.1	54.1
2025年度	27.1	81.2
2026年度	27.1	108.2
2027年度	27.1	135.3
2028年度	27.1	162.4
2029年度	27.1	189.4
2030年度	27.1	**216.5**

※3 年間導入容量は、過去5年間の平均導入容量を維持すると想定

② 水力発電

水力発電については、福井県環境基本計画（2023（令和5）年3月改訂）において、「2030（令和12）年において2020（令和2）年度比1.0倍」とする水力発電の導入目標に合わせて、現状維持とした。

表 ①,②を踏まえた再エネ導入による削減見込量

再エネの種類	[実績値] 2022年度 (kW)	導入見込 (kW)	[中期目標年度] 2030年度 累積導入量 (kW)	[中期目標年度] 2030年度 削減見込量※ (千t-CO2)
太陽光発電（10kW未満）	1,176	646	1,822	-
太陽光発電（10kW以上）	1,197	216	1,413	-
小計	**2,373**	**863**	**3,235**	**0.97**
水力発電	0	-	0	0.00
小水力発電	199	-	199	0.26
小計	**199**	**0**	**199**	**0.26**
総計	**2,572**	**863**	**3,434**	**1.23**

※ 排出係数は 0.00025t-CO2/kWH

■森林吸収量

森林を構成する樹木は、光合成により二酸化炭素を吸収し炭素を蓄えながら成長するため、森林は地球温暖化の防止に大きく貢献している。

本町の森林の二酸化炭素吸収量を下記のとおり算出した。

◇森林吸収量の算出式および算出結果

森林吸収量 ＝ 年間の平均炭素蓄積量 × 炭素量（二酸化炭素の変換係数）
＝ 795,440(t-C) ×44/12
＝ 21,297(t-CO2)
＝ **21.3(千t-CO2)**

表 森林の炭素蓄積量

林齢	樹種	材積量 (㎥) 2021年度	材積量 (㎥) 2023年度	係数※ 拡大係数	係数※ 地下部比率	係数※ 容積密度 (t-d.m./㎥)	係数※ 炭素含有率 (t-C/t-d.m.)	炭素蓄積量 (t-C) 2021年度	炭素蓄積量 (t-C) 2023年度
20以下	スギ	3,396	3,358	1.57	0.25	0.31	0.51	1,054	1,042
	ヒノキ	3,383	4,855	1.55	0.26	0.41	0.51	1,382	1,983
	マツ類	14	10	1.63	0.26	0.45	0.51	7	5
	その他針葉樹	0	0	1.40	0.40	0.42	0.51	0	0
	広葉樹	1,330	1,226	1.40	0.26	0.62	0.48	698	644
20超	スギ	1,188,172	1,144,490	1.23	0.25	0.31	0.51	288,819	278,201
	ヒノキ	177,671	164,842	1.24	0.26	0.41	0.51	58,045	53,854
	マツ類	438,737	528,061	1.23	0.26	0.45	0.51	156,050	187,820
	その他針葉樹	588	579	1.40	0.40	0.42	0.51	247	243
	広葉樹	599,682	587,250	1.26	0.26	0.62	0.48	283,332	277,458
							合計	789,632	801,249
							平均	795,440	

※ 各係数は、日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2022 より

5　三方五湖の水質検査結果

本町では、水月湖（1地点）、三方湖（2地点）、菅湖（1地点）の計4地点において、水質検査を年2回実施している。

検査項目は、水素イオン濃度（SS）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物量（SS）、全窒素（T-N）、全燐（T-P）、塩化物イオン（Cl^-）の6項目である。

≪三方五湖水質検査≫

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	（単位）
水質検査回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	回／年

【ph平均値】	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	基準値
水月湖	8.0	7.6	8.2	9.0	7.7	8.7	8.3	7.8	7.3	6.5～8.5
三方湖（堀切）	8.2	8.0	7.3	7.9	7.8	8.3	7.8	7.6	7.6	
三方湖（成出）	7.8	8.0	7.0	8.5	7.8	8.3	7.7	8.0	7.1	
菅湖	7.7	7.6	8.1	8.8	7.9	8.8	8.0	7.4	7.5	

【BOD平均値】	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	基準値
水月湖	3.4	1.1	2.3	3.8	1.6	7.5	2.2	5.8	1.9	—
三方湖（堀切）	3.9	2.8	1.9	3.2	3.6	2.2	2.2	3.0	5.0	
三方湖（成出）	3.8	1.8	1.9	9.2	4.6	2.8	3.0	3.4	4.0	
菅湖	3.3	1.1	1.8	3.5	1.3	3.1	2.8	1.7	2.5	

【COD平均値】	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	基準値
水月湖	4.3	3.5	4.2	5.7	4.6	8.2	5.3	7.8	5.3	5以下
三方湖（堀切）	4.7	5.2	4.1	6.0	7.0	3.9	5.5	7.3	7.7	
三方湖（成出）	4.7	4.4	3.7	10.1	7.5	4.5	6.0	7.0	7.4	
菅湖	4.5	3.9	4.1	5.7	4.3	5.2	5.8	5.2	6.3	

【SS平均値】	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	基準値
水月湖	4	3	8	5	4	8	4	12	9	15以下
三方湖（堀切）	12	12	9	17	25	8	9	12	19	
三方湖（成出）	10	10	7	13	18	11	8	12	20	
菅湖	5	5	5	10	4	3	5	5	9	

【T-N平均値】	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	基準値
水月湖	0.60	0.87	0.69	0.49	0.54	1.03	0.64	1.85	1.22	0.6以下
三方湖（堀切）	0.57	0.69	0.70	0.83	0.71	0.60	0.63	0.83	1.15	
三方湖（成出）	0.53	0.63	0.68	1.25	1.02	0.60	0.72	0.89	1.03	
菅湖	0.83	0.88	0.64	0.33	0.66	0.50	0.74	0.99	1.20	

【T-P平均値】	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	基準値
水月湖	0.059	0.087	0.092	0.042	0.067	0.112	0.081	0.284	0.156	0.05以下
三方湖（堀切）	0.051	0.074	0.058	0.074	0.115	0.050	0.072	0.152	0.123	
三方湖（成出）	0.046	0.066	0.071	0.100	0.142	0.063	0.082	0.079	0.115	
菅湖	0.079	0.100	0.069	0.076	0.068	0.056	0.105	0.083	0.154	

【Cl^-平均値】	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	基準値
水月湖	2,400	2,600	1,400	1,200	2,900	1,400	3,300	2,600	3,900	—
三方湖（堀切）	730	650	120	80	1,150	280	1,450	780	1,350	
三方湖（成出）	860	810	350	120	1,200	320	1,710	1,000	1,995	
菅湖	2,000	2,000	1,400	1,100	2,800	1,400	3,000	2,500	3,800	

※■は、基準値を超過している数値

6　用語集

あ行	
IoT(アイオーティー)	従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ(住宅、車、家電製品など)が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組みのこと。
愛知目標	2010(平成22)年10月に愛知県名古屋市で開催されたCOP10において、2050(令和32)年までに「自然と共生する」世界を実現するというビジョン(中長期目標)を持って、2020(令和2)年までのミッション(短期目標)及び20の個別目標として合意された目標。
EV 車	電気自動車のこと。車載バッテリーの電力だけでモーターを駆動し走行する。
イベント・アトリビューション	ある年に起きた特定の異常天候や極端減少などの地域的気象イベントに関して人間活動の影響を評価する試み。
エコツーリズム	自然環境や歴史文化などの地域資源を対象とし、それらを活かした体験活動や観光を通して、地域の自然環境や歴史文化の保全性と持続可能性を考慮するツーリズム(旅行、レクリエーションのあり方)のこと。
エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から、堆肥などによる土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者の愛称。
EMS(エネルギーマネジメントシステム)	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けた取組を実施するための組織体制や手続き等の仕組みのこと。
エルニーニョ現象・ラニーニャ現象	エルニーニョ現象は、太平洋赤道域の日付変更線付近から南米沿岸にかけて海面水温が平年より高くなり、その状態が1年程度続く現象。逆に、同じ海域で海面水温が平年より低い状態が続く現状をラニーニャ現象と呼ぶ。
温室効果ガス	二酸化炭素やメタンなど、気体のうち赤外線を吸収する能力を持つもののこと。温室効果ガスは地表面からの熱をいったん吸収し、熱の一部を地表面に下向きに放射する。日射に加えて、こうした放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となり、温室効果がもたらされる。

か行	
カーボンオフセット	日常生活や経済活動において避けることができない CO_2 等の温室効果ガスの排出について、削減努力を行ったうえで、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
化石燃料	動植物などが地中に堆積し、長い年月をかけて地圧や地熱を受け、変成されてできた有機物のことであり、石炭や石油、天然ガスなど燃料として用いられる。
環境基準	人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法第16条に基づき、大気、水質、土壌、騒音について定められている値。
環境白書	地球環境に関する問題と、それを取り巻く現状や経済活動の状況などについてまとめたもの。
グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能を防災・減災や、地域創生、環境保全等の様々な課題解決に活用しようとする考え方。
GX(グリーントランスフォーメーション)	産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をグリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革することで、持続可能な成長を目指すこと。
経済協力開発機構(OECD)	世界中の経済、社会福祉の向上を促進するための活動を行う国際機関。先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、「経済成長」「貿易自由化」「途上国支援」に貢献を図る。
現状すう勢(BAU)排出量	基準年度以降に追加の地球温暖化対策を何も行わなかった場合の将来の温室効果ガス排出量を予測算定したもの。
さ行	
再生可能エネルギー	太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのことであり、特徴として、永続的に利用でき、どこにでも存在してCO_2を排出しない(増加させない)がある。
CSR	Corporate Social Responsibility の略で、企業の社会的責任のこと。企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方。

COD	化学的酸素要求量。水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標。COD が大きいほど、汚濁が進んでいることになる。
循環型社会	資源を効率的に循環させながら利用することによって、資源消費の抑制と環境負荷の低減を図ることができる社会。
循環経済(サーキュラーエコノミー)	従来の3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すもの。
食品ロス	食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品のこと。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなどが主な原因。
3R	リデュース(reduce 廃棄物の発生抑制)、リユース(reuse 再使用)、リサイクル(recycle 再生利用、再資源化)の頭文字をとった言葉。環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会を形成するための重要な標語であり、考え方である。資源の有効利用、環境保全の施策の基本となっている。3Rにリニューアブル(Renewable バイオマス化・再生材利用等)を加えた「3R+Renewable」は、プラスチック資源循環戦略の基本原則として掲げられている。
生物多様性	生物に関する多様性を示す概念のこと。生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性(遺伝的多様性、種内の多様性とも言う)から構成される。
生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)	IPBES(イプベス)は、生物多様性及び生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する政府間のプラットフォームとして設立された政府間組織。「科学的評価」「能力養成」「知見生成」「政策立案支援」の4つの機能を柱とし、その成果は生物多様性条約に基づく国際的な取組や各国の政策に活用されている。
世界気象機関(WMO)	世界の気象業務の調和と統一のとれた推進に必要な企画・調整活動にあたる国連の専門機関。

ZEH(ゼッチ)	Net Zero Energy House の略。住宅の高断熱化や高性能設備の導入によって、快適な室内環境を維持しつつ大幅なエネルギー消費量の削減を行うと同時に、太陽光発電などによって創られたエネルギーを活用することで、年間のエネルギー消費量の収支を概ねゼロとすることを目指した住宅のこと。
ZEB(ゼブ)	Net Zero Energy Building の略。外皮の断熱性能等の大幅な向上、高効率な設備システムの導入によって、室内環境の質を維持しつつ大幅に省エネルギー化した上で、再生可能エネルギーを導入することで、年間のエネルギー消費量の収支を概ねゼロとすることを目指した建築物のこと。
た行	
地域循環共生圏	各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことで、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のこと。
地産地消	地域生産、地域消費の略語。地域で生産された農林水産物などをその地域で消費すること。
な行	
ネイチャーポジティブ(自然再興)	自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。2023(令和5)年3月に閣議決定した「生物多様性国家戦略2023-2030」において、2030(令和12)年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられている。
は行	
バイオマス	バイオマスは、生物資源(bio)の量(mass)を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)」のことを示す。バイオマスには廃棄物系、未利用系、資源作物(エネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物)があり、未利用系には稲わら・麦わら・もみ殻などが、資源作物としては、サトウキビやトウモロコシなどがある。バイオマスから得られるエネルギーをバイオマスエネルギーと呼ぶ。
パリ協定	2015(平成27)年にフランスのパリで開催されたCOP21において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして採択された協定のこと。世界共通の長期目標として、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることなどが掲げられている。

BOD	生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。BOD が大きいほど、河川の汚濁が進んでいることになる。
ブルーカーボン	海中の藻などが光合成により二酸化炭素を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のこと。ブルーカーボンの主な吸収源は、藻場（海草・海藻）や塩性湿地・干潟、マングローブ林などが挙げられ、これらをブルーカーボン生態系と呼ぶ。
HEMS（ヘムス）	Home Energy Management System の略。住宅を対象としたエネルギー管理システムの一種であり、電気使用量の可視化、節電の為の機器制御などを行うシステムのこと。
ま行	
マイクロプラスチック	5ミリメートル以下の微細なプラスチック類のこと。海洋汚染の原因の一つ。

若 狭 町

若狭町環境基本計画

発行年月：令和7年3月
編集・発行：若狭町（事務局　環境安全課）
〒919-1393　福井県三方上中郡若狭町中央第１号１番地
TEL：0770-45-1111（代表）　FAX：0770-45-1115